



始



特 232
23



校讎
假字吾妻鏡



凡例

- 吾妻鏡の原文は一種の漢文で鎌倉時代の所謂和漢混淆文である。然るを萬治年間、四代將軍徳川家綱の命を奉じて、當時の學匠中野等和が假字文に改めた。是が即ち『假字吾妻鏡』である。少しも漢文直譯の痕跡を認めず、能く國文の語調に純熟してゐる。故に高等學校程度の國語漢文研究家には最も適切なものと信ずる。
- 今此の編には、治承四年源頼朝の平家討伐から、建久四年曾我兄弟の復讐まで、頼朝を中心として抄錄し以て講讀に便した。而して毎條、原漢文を本文の次に挙げたのは、彼此對照して譯文の妙を悟らせる注意である。
- 本文の割合に長いものは、文章の段落に従つて行を改めた。
- 鎌倉時代の讀癖、又人の氏名等の特別の訓は、傍訓として原文の面目を

凡例

二

存した。但し送假字はすべて歴史的假字遣に一定した。

本文中の語句の解し難いもの、又は引用の古歌若しくは典故等は略解を欄外に標記した。

毎條目錄を加へたのは、一章の要旨を撮つて假に設けたもので、原文にはないものである。

本書の原稿の淨書整理其の他については、淺野善一・森戸馨兩君の力を借りたことが多い。併せ記して謝意を表する。

昭和十二年三月十五日

佐藤仁之助

緒言

我が邦の文化は、古代に於ては朝廷のある所が其の中心となつたが、後代に於ては、文化の中心が二分された。即ち朝廷と東國とに分れた。東國文化の淵源する所は古いことであるが、特に注意すべきものは、源頼朝が幕府を鎌倉に開いたことである。而して、京都文化と鎌倉文化との対立は即ち上方文化と江戸文化との対立となり、茲に文化史上の妙味もあれば、世運の進歩も醸されるのである。

さて京都文化を中心として書き表はされたものは、歴史文學を通じて多いが、鎌倉文化を書き表はした書物に至つては、寥々たるものである。此の點に於て、我が『吾妻鏡』は特に最も珍重すべきものといはねばならぬ。

從來、『吾妻鏡』は鎌倉幕府の日記であると稱へられた。近來の研究に據れば、後の追記にかかるものが多く、全體を通じて編纂物であるといふことになつた。鎌倉時代の中葉に幕府が公私の日記文書等に據つて編纂したものであれば、史的價値は十分あり、殊に其の記事は材料が豊富で、武家の制度、法令、政略、經濟及び鎌倉時代の人情、風俗、習慣等

を講究するには、必要缺くべからざるものであらう。左に其の體裁、内容、成立、寫本と版本、研究、價值について逐次概略の説明を試みる。

一 吾妻鏡の體裁

『吾妻鏡』五十二卷、(四十五の巻は缺けて現存するものは五十一巻、外に脱漏の個所百餘を數へる)は高倉天皇治承四年四月(皇紀一一八〇)源頼朝が兵を擧げ、平家討伐の端を開いてから筆を起して、龜山天皇文永三年七月(一二六六)將軍宗尊親王が京都に歸られ、同年同月、其の時三歳の皇子惟康親王が、北條時宗に擁立せられて、將軍となるまで、八十七年間に於ける幕府側から見た公私の事實が巨細となく記述されてゐる。將軍は、源頼朝、頼家、實朝、藤原頼經、頼嗣、宗尊親王の六代。執權は北條時政、義時、泰時、時氏、經時、時頼、時宗の七代の事蹟、同時にあらゆる御家人の言行云々が詳かに月日干支の下に列記せられてある。其の體裁は文體こそ異なれ、六國史等に倣つた武家記錄の嚆矢である。

『吾妻鏡』の名稱については、林羅山の『東鑑考』には『東鑑』の字を採つたが、僧義堂の『日工集』、僧臥雲の『日件錄』及び北條本標題には共に『吾妻鏡』と見えてゐる。『東鑑』と書くのは江戸幕府からの事であらう。

『吾妻鏡』の文體は、漢文のごとくであるが、初めから一種の國文——和漢混淆文として書かれたものである。然るに、之を一種の變體の漢文のごとく考へて、我が國文學史上から閑却せられてゐるのは、認識不足ではあるまいか。此の文體は『吾妻鏡』の成立時代には、公私通用文で、純國文體は所謂消息文のみで公用のものではない。『吾妻鏡』は畢竟鎌倉時代の武家通用文を代表してゐるものである。中にも『御』の字を「タマフ」と訓み「者」の字を「テヘレバ」と訓むがごときは、平安朝以來の特別な用字例を傳へてゐる。

二 吾妻鏡の内容

『吾妻鏡』は武家最初の記錄である。鎌倉時代の人情、風俗、趣味、文學、美術、武技、道徳、宗教、制度、政治その他各種の廣範圍に亘つて、文化史上重要な根本史料として無價寶である。即ち武家勃興の原由、源頼朝の尊王心、及び施政方針、武士道の起原、敬神崇佛の思想、源平二氏の興亡、北條執權の經緯、鎌倉幕府の法制、經濟乃至當時の言語、文章等の研究には、必ず準據すべきは、更に言ふまでもあるまい。

又『吾妻鏡』は趣味、娛樂、演劇の上から觀れば、かの軍記類と相表裏して鎌倉時代の史實を十二分に提供してゐる。今は一々其の事件を省略するが、後世の稗史、戯曲、読み本類に顯はれた事蹟の史實は、主として此の書に求められるのである。

三 吾妻鏡の成立

『吾妻鏡』は古來から或は鎌倉幕府の日記と信じ、或は後の編纂物として議論のある所である。近藤正齋の『右文故事』(御本日記續錄)に據れば、僧義堂の『日工集』に應安六年十月廿四日、府君(足利氏満)入^ニ保壽^ニ而燒香茶話之次、余曰、昨蒙^レ拜^ニ借吾妻鏡、中說吾日本乃敬^レ佛崇^ニ神之國也。云々。十一月一日、看^ニ吾妻鏡。三日、町野居士扣^レ余問^ニ吾妻鏡中之事。

とあり、又僧臥雲の『日件錄』に

寛正四年五月七日 清三位來尋、予問、吾妻鏡何人所^レ撰耶。曰、鎌倉賴朝以來毎日記錄也。鏡者、通鑑、唐鑑之義也、と見えてゐる。清原業忠は幕府の日記と見做したものゝごとくである。爾後、江戸時代の學者は之を信じて、いづれも鎌倉幕府の日記と認めた。然しながら一方に於て大塚嘉樹・宮地仲枝等が新説を提出して、幕府の日記に非ず、北條氏の私記録にして、後世の追記なるべしと論定した。明治に至つて星野恒博士は、前半を追記、後半を純粹の日記とし、更に原勝郎博士は嘉祿二年を以て追記と日記との境界を界定した。又和田英松、八代國治兩博士は、全體を純粹の日記に非す、後の編纂物となした。

又撰者については、『東鑑考』には

東鑑未^レ詳^ニ誰撰、蓋北條家之左右執^ニ文筆^者記^レ之歟。此中北條殿請文、下知書狀等、皆書^ニ平姓^ニ而不^レ書^レ諱。又其廣元・邦通・俊兼等之筆記、亦當混雜而在歟。とある。之に據つて推測すれば、最後の記事ある文永三年から後數年間、即ち龜山・後宇多兩帝の御代、鎌倉幕府に於ては、北條時宗の執權時代に、鎌倉に居住し、編史の志、文筆の才あつた北條氏の家臣、若しくは僧徒の編述したものであらう。是一人の筆に成るか否かは、未定である。而して、之に對して八代博士は、鎌倉幕府の編纂物にして、個人の物にあらず、即ち多數の人の之に從事する誰と知り難く、恐らくは、政所・問注所の吏員が、幕府の記錄、諸社・諸寺・諸家の古文書等を蒐集し、又物語・歌書・紀行文等に至るまで參攷して編纂したものであらうと云はれた。

四 吾妻鏡の寫本と版本

『吾妻鏡』の傳本系統に關しては、前述『右文故事』所載の『日工集』及び『日件錄』の記事が有力なものである。之に次いで『道灌隨筆』に

上杉家ニ傳ヘタル吾妻鏡。コソ、昔ノ儘ノ吾妻鏡ナレドモ、コレサヘ此ノ頃ハ闕卷アリ、末ノ世ニナリユクランモ知ラズト云ヘリ。今コレテ上杉ノ人ニ問フニ、知ルモノナシ。

とあり、又『旅宿問答』に、

賴朝ヨリ守邦親王ニ至ル迄、九代ノ間ヲ先代ト申スナリ。此ノ趣ハ東鑑ニ具ニ注セリ。コレハ先代九代ノ間ヲ記ス書ナリ。六十卷アリ。云々

とある。之に據れば、曇氣ながら室町時代の傳本の状況が窺はれる。

『吾妻鏡』の寫本は轉寫を重ねたために、甚だ異本が多い。

△北條本 駿府文庫本・祕閣本・來歴志本等の別名があつて、永正・大永頃の書寫である。本書の由來は『右文故事』に、

コノ本ハ、モト北條家ノモノナリ。天正十八年豊臣秀吉公、小田原北條氏政・氏貞征伐シ給ヒ、落城ノ時、黒田甲斐守孝高、城中ニテ、吾妻鏡ヲ分捕シテ、慶長九年、孝高ガ遺物トシテ長政ヨリ家康公ニ進獻ス。コノ古鈔九行十九字、墨引ノ界ニテ卷首目錄ノ次ニ系圖アリ。然ルニ、慶長十年、板本承兌ガ跋ニ、大將軍家康公、翫ニ弄此書、ト載セタレバ、意フニ、黒田家進獻アルニ至リテ、初テ此ノ書ヲ御覽アリシニハ非ザルナリ。如何トナレバ、九年ノ進獻ノ書テ、十年開板ノ跋ニ翫ニ弄此書、ト云フベカラズ、且刻版ノ神速ナル疑ナキニ非ズ。是レ前時此ノ書ヲ御儲藏アリテ、好ミ讀マセラレシニ、今又北條本ヲ得サセラレテ、校正開版ノ命アリシナルベシ。

とあるに據つて當時の状況が察せられる。(内閣文庫藏)

△徳川家康本 前述『右文故事』の記事に據つて、家康は、北條本を得る前に古寫本を儲藏したことが知られる。又徳川家康手簡考證に

昨晩者御出、御心靜御物語申承、于ニ今本望至候、仍吾妻鏡四十五の巻御覽度候由被レ仰候間、取ニ遣申候。何分ニ卅八・四十一・四十五・此三冊ハ此方ニも無ニ御座候。余リハ御座候間、御用候ハ、借可レ申候。何れ懸ニ御目ニ可ニ申承候。かしこ

(前略) 今四十五ノ巻ヲ借ル者ニ對シテ、(卅八・四十一・四十五此三冊ハ此方ニモ無ニ御座候) トアレバ、北條本ヲ得ザル以前ノ事ト見エタリ。(中略) 家康舊藏ノ本ハ、林道春御本日記ニ載セズ。近藤守重同續錄ヲ作ル時モ、紅葉山文庫ニ存セザル趣ナレバ、家康晩年尾・紀・水三家ニ書籍ヲ頒チシ時ニ贈與セシナラン。

是時、相國寺ノ住持ハ、承兌宇ハ西笑、深ク家康ニ知遇セラル。慶長年錄ニ、十二年十二月、相國寺免長老死去。大御所無類之氣相也。洛中洛外寺方公事專被ニ執行、其上金閣以下數ヶ所押領云々トアリ。承兌四十五ノ巻ヲ指シテ借覽ヲ請ヒシハ、家康古書ニ篤志ナレバ、其足本ヲ所持スル事モアラント思ヒシナラン(下略)

とあるは、家康舊藏本の存在した證左である。

島津家本・水谷本・應永本・應永書寫零本に次いで珍らしいのは、吾が師黒川文學博士の所藏の金澤文庫本であつたが、惜いかな、大正大震火災に鳥有となつた。一冊缺本で、大小不揃の紙に書いた寫本であつた。舊和學講談所本を譲り受けられたものである。此の他、吉川家本・宮内省圖書寮本・京都府立圖書館本・伏見宮家御本・前田家本・永井本等は古寫本の主なるものである。

版本では、慶長十年木活字板本・富春堂木活字板本・寛永二年覆刻整版本・寛永三年覆刻整版再版本・寛文元年再刻整版本・寛文八年版假名本、此の本は今回本書の底本としたもので五十二卷、萬治年間、中野等和が、四代將軍徳川家綱の命を奉じて北條本を基として假名に書き改めたものであるが、漢文直譯ではない。泰平年表・類聚名物考に據れば、等和は明暦・萬治・寛文頃の人で、能筆の譽の高かつた人である。恐らくは、今の版本は自筆板下のものか。卷末識語に

東鑑全部改_ニ予假名_ニ以自毫_ニ書之、總合八十一冊也、外目錄二冊 寛文五載乙巳孟秋上旬中野等和

とある。

明治以後の新版本は皆人の知る所であるから省略する。

四 吾妻鏡の研究

吾妻鏡の研究は足利時代から始まる。關東の上杉氏・北條氏・中國の右田氏・九州の島津氏のごとき吾妻鏡の蒐集に力を盡した。江戸時代には、其の研究がます／＼隆盛を極めた。先づ家康は文事を獎勵した中にも和書では最も『吾妻鏡』を座右から離さなかつた。次いで、秀忠は慶長十年父家康の命に依り、黒田家の獻上した北條本と家康の舊藏本を底本として所謂慶長活字本を刊行し、同十三年足利學校の僧禪珠(寒松)に命じて、新刊の『吾妻鏡』に訓點を加へしめた。同十七年林羅山に命じて『東鑑綱要』を撰ましめた。尙ほ羅山に『東鑑考』があり、爾後明治以前までに、三十種程を數へられる。又『吾妻鏡』が支那へ傳播したことは清人朱彝尊の曝書亭集に見えてゐる。明治以降のものは省略する。

五 吾妻鏡の價值

『吾妻鏡』の史料的價値に就いて考察するに、既に純粹の日記にあらず、後世の編纂物とする以上は、其の年月を違ひ、記事を誤り、材料の選擇を差へ、末疏、偽書を探り、又曲筆して北條氏を辯護し、事實を隠蔽し、潤色を肆にした諸點を認めたとすれば、社寺諸家の所領に關する史料として、最上のものと信憑し難い點も少なくない。然しながら、其の根本史料は、幕府の政所、問注所、及び其の關係の日記・記録・文書或は京都公家の日記

等に據つて編輯したものであり、且又斧削の痕を止めないから、上述の誤謬、脱漏を除いては鎌倉史料としての價値は之に比敵すべきものは断じてない。

『吾妻鏡』の藝術的價値に就いては、從來殆ど顧みられてゐない。即ち『吾妻鏡』に史料的價値を附し、『平家物語』、『太平記』に文學的價値を附することは、學界の定説のごとくなつてゐる。蓋し歴史は表面的を寫し、文學は裏面的を敍する以上、史料的價値を有する『吾妻鏡』を以て、文學的價値を有する『源氏物語』『平家物語』に比せば、遜色あるを免れない。然れども、平安朝の『榮華物語』、『大鏡』等が「ロマンティック」なる公家衆生活を取扱ふものに對して、『吾妻鏡』が、「リアリスティック」なる武士生活を表現することは、人類生活の見地から鑑賞せば、決して藝術的價値に乏しいとは云はれぬ。『吾妻鏡』には、世人が謳歌する武士道と並行して、陰險な反面も現はれてゐる。親鸞がいはゆる、「人生は善も惡も一切を融合したる同一鹹味の大信海である」といふ意義が含まれてゐる。換言すれば、『吾妻鏡』は、歴史物語の常套手段なる作者の主觀的批判もなければ、鎌倉時代作品の通有性なる力、幽玄、閑寂、無常の觀念に支配せられる事もなく、自由奔放な椽大の筆を揮つて、武士生活の善惡・美醜・亂雜な眞の人生をありのまゝに表現してゐる。されば、心眼を開いて此の書を讀破する人には『吾妻鏡』は、史料的價値あると共に、絶大な藝術的價値あるものと讚歎せしめるであらう。

註校 假字 吾妻鏡 目次

| | |
|------------|---|
| 一 高倉宮の令旨 | 一 |
| 二 高倉宮夜討 | 五 |
| 三 高倉宮御最期 | 六 |
| 四 石橋山合戦 | 七 |
| 五 千葉廣常歸伏 | 一 |
| 六 伊東祐親 | 二 |
| 六 富士河合戦 | 三 |
| 八 賴朝義經對面 | 六 |
| 九 無雙勇士飯田家能 | 三 |
| 一〇 賴朝始行三恩賞 | 三 |
| 一一 瀧口經俊の征矢 | 四 |
| 一二 平相國入道薨去 | 六 |
| 一三 武衛納涼 | 七 |

目 次

二

- 一四 四海泰平の御願書 言
一五 江島辨才天安置 言
一六 熊谷直實勳功狀 言
一七 源義仲討死 言
一八 梶原景時の飛脚 言
一九 一谷合戦 言
二〇 重衡の藝能 言
二一 華美停止 言
二三 賴朝消息 言
二四 壇浦海戦 言
二三 屋島合戦 言
二四 壇浦海戦 言
二五 義經注進 言
二六 梶原景時訴判官不義 言
二七 生虜入洛 言
二八 義經蒙勘氣 言

- 二九 義經起請文 言
三〇 腰越狀 言
三一 賴朝於簾中觀宗盛 言
三二 堀河夜討 大
三三 靜女舞曲 合
三四 西行賴朝對面 合
三五 義經奥州下向 合
三六 藤原秀衡卒去 合
三七 千手前死去 合
三八 賴朝大内修理御請文 合
三九 義經自殺 合
四〇 義經首持參 合
四一 白旗新調 合
四二 賴朝發向 合
四三 梶原景季詠歌 合

目次

四

- 四四 賴朝奥州着一九
四五 阿津賀志山合戦一〇
四六 畠山重忠不_レ伐_レ功一〇
四七 梶原景高詠歌一〇九
四八 平泉館一一二
四九 由利八郎勇敢一一三
五〇 中尊寺奉免狀一一六
五一 奥州羽州吉書始一一〇
五二 衣河遺跡一二一
五三 曾我兄弟敵討一二四

校假字吾妻鏡

一 高倉宮の令旨

治承四年庚子

四月小

廿七日。己酉つちのとのとり。高倉宮の令旨りやうじ。八條院藏人行家持參し、今日前右兵衛佐殿の居たまふ伊豆の北條の館に到着す。佐殿まづ水干をよそほひ、男山のかたををがみたてまつて、つゝしんでこれを披見したまふ。それより行家は甲斐、信濃の源氏どもに相觸れむがために、かの國々に下向す。佐殿は前右衛門督信賴が縁坐として、去ぬる永曆元年三月十一日に當國にうつされ給ひて後、なげきて二十年の春秋をおくり、うれへて四八あまりの星霜をつみ給ふ。しかるに、このとしごろ平相國清盛ほしいまゝに、天下を管領し、近臣をないがしろにし、仙洞せんとうを鳥羽の離宮にうつしたてまつりける間、上皇の御いきどほりしきりに叡慮を惱ませり。

◆右衛門督エモンノカミと訓む。督は長官シロ。佐は次官スヂカ。水干スヰカ狩衣ヒヤウの短少なるもの、貴賤共に用着する。

◆右衛門督エモンノカミと訓む。督は長官シロ。佐は次官スヂカ。水干スヰカ狩衣ヒヤウの短少なるもの、貴賤共に用着する。

◆仙洞せんとう—上皇の御所。こゝは後白河御上皇を斥す。

◆八條院—八條院暉天。内親王。皇子の皇女。

一 高倉宮の令旨

◇高家——家柄のよ
き家

此の時にあたつて令旨到來する條、義兵をあげむ事、天の與ふる所なりとよろこびたまふ。こゝに上野介平直方朝臣五代の孫、北條四郎時政は、當國の高家なるが、佐殿を聟君と仰ぎまゐらせて、二心なく忠貞をあらはされける間、さいせんに時政をめして、かの令旨をひらかせ給ふ。そのことばにいはく、

下す。東海、東山、北陸三道、諸國の源氏、并に群兵等の處、早く清盛法師

并に從類反逆の輩を追討すべき事。

右前伊豆守正五位下源朝臣仲綱、最勝王の勅をうけたまはつていはく、清盛法師并に宗盛等威勢をもつて凶徒を起し、國家をほろぼし、百官萬民を惱亂し、五畿七道を虜掠し、皇院を幽閉し、公臣を流罪し^{るざい}、命を断ち島に流し、淵に沈め樓に込め、財を盜み國を領し、官を奪ひ職に授け、功なきに賞を許し、罪あらざるに過に配し、あるひは諸寺の高僧をめしこめ、修學の僧徒を禁獄し、あるひは叡岳の絹米を給下して、謀叛の糧米にあひそなへ、百王の跡を断ち、一人の頭を切り、帝皇に違逆し、佛法を破滅し、古代を絶するものなり。時に天地ことく悲しみ、臣民みなうれふ。よつて吾一院第二皇子として、天武皇

◇一院——後白河天
皇

◇上宮太子——聖德
太子

◇四岳——支那唐堯
の臣。義和の四子。
四方の諸侯を分掌す

◇勅賞——「ケンジ
ヤウ」と訓む。功シ
を賞して官を授くこと

子の舊儀を尋いで、王位を推取するのともがらを追討し、上宮太子の古跡をとぶらひ、佛法破滅のともがらを打ち落し、たゞ人力のかまへをたのむのみに非ず、偏に天道のたすけをあふぐ所なり。これに依て、もし帝王三寶神明の冥感あらば、なんぞたちまち四岳合力のこゝろざしなからむ。しかばすなはち源家人、藤氏の人、兼て三道諸國の間、勇士に堪へたるものは、同じく與力して追討せしめよ、もし同心せざるにおいては、清盛法師が從類に準へ、死流追禁の罪過におこなふべし。もし勝功あるにおいては、預國のつかひにさきんじて、兼ては御即位の後、からず恩に隨つて勅賞をたまはるべきなり。諸國よろしく承知すべし。依つてこれを宣べおこなふ。

治承四年四月九日

前伊豆守正五位下源朝臣仲綱（卷一）

◇武衛——兵衛府の
唐名
侍中——藏人の唐
名

廿七日。己酉。高倉宮令旨、今日到着于前武衛將軍伊豆國北條館。八條院藏人行家所持來也。武衛裝水干、先奉遙拜男山方、謹令披閱之給。侍中者爲相觸甲斐、信濃源氏等、則下向彼國。武衛爲前右衛門督信賴緣坐去、永曆元年三

一 高倉宮の令旨

三

◇星霜—星は一年年に降るに由りて一年の稱とす

◇主一人を尊ぶ

月十一日、配當國之後、數而送二十年春秋、愁而積四八餘星霜也。而頃年之間、平相國禪閣恣管領天下、刑罰近臣、剩奉遷仙洞於鳥羽之離宮。上皇御憤頻惱、叡慮當于此時、令旨到來、仍欲舉義兵、寔惟天與取、時至行謂歟。爰上野介平直方朝臣五代孫北條四郎時政主者、當國豪傑也。以武衛爲辯君、專顯無二忠節。因茲最前招彼主、令披令旨給。

下。東海、東山、北陸三道諸國源氏、并群兵等所、應早追討清盛法師、并從類叛逆輩事。

右前伊豆守正五位下源朝臣仲綱宣奉

最勝王勅稱清盛法師、并宗盛等、以威勢起凶徒、亡國家、惱亂百官萬民虜掠五畿七道、幽閉皇院、流罪公臣、斷命流島、沈淵込樓、盜財領國、奪官授職、無功許賞、非罪配過、或召鉤於諸寺之高僧、禁獄於修學僧徒、或給下於叡岳絹米、相具謀叛糧米、斷百王之跡、切一人之頭、違逆帝皇、破滅佛法、絕古代者也。于時天地悉悲、臣民皆愁、仍吾爲一院第二皇子、尋天武皇子舊儀、追討王位推取之輩、訪上宮太子古跡、打亡佛法破滅之類矣、唯非憑人力之構、偏所仰天道之扶也。因之如有、帝王三寶神明之冥感、何忽無四岳合力之志。然則源家之人、藤氏之人、兼三道諸國之間、堪勇士者、同令與力追討。若於不同心

者、准清盛法師從類、可行死流追禁之罪過。若於有勝功者、先預國之使、兼即位之後、必隨恩可賜勸賞也。諸國宜承知、依宣行之。

治承四年四月九日

前伊豆守正五位下源朝臣仲綱

二 高倉宮夜討

五月大

十五日。丙寅。陰。高倉宮茂仁王平家追討の令旨を諸國に下されし事、すでに露顯せしむるによつて、土佐の國にうつしたてまつるべきよし宣下せらる。上卿しゃうけいは三條大納言實房卿、職事しきじは藏人右少辨行隆朝臣なりとぞ。よつて今日戌の刻に檢非違使兼綱、光長官軍を引率して、三條高倉の御所に押よする。しかれば、宮是最前源三位のもとよりつかひをたてゝ、此の程の御むほんすにあらはれてさぶらふ間、早く御所を御いで候へと申し上げしによつて、御所をば忍び出させ給ひぬ。官軍もしやとたづねもとむるに、宮はましまさねば、ちからなくとのるし

◆青侍—高貴の家
に奉仕する侍

◆狼藉—濫に他
犯すこと。狼が臥な
す時草を搔亂する
俗語

侍りける。今日青侍一人二人若女三人をいけどる。こゝに兵衛の尉長谷部の信連といふもの、わざと御留守にのこりけるが、兵のみだれ入るを見てなにものなれば、たゞいま宮の御留守の御所へ参つて、狼藉をばはたらくぞ。あますまじとていのちを捨てふせぎたかふ程に、官軍五六騎たちどころにうたれけり。されば敵は目にあまるほどの大せい、信連はたゞ一騎入り、みかたなければつひにいけどられてけり。（卷一）

◆廷尉—檢非違使
の尉の唐名「ケイシ」
と訓む。插音便。
四位五位の諸大夫
職を掌る職。今の家夫
家務にて高貴の家司
のとし

十五日。丙寅陰。可被配流茂仁王於土佐國之旨被宣下。上卿三條大納言實房、職事藏人右少辨行隆云云。是被下平家追討令旨事依令露顯也。仍今日戌刻、檢非違使兼綱、光長等相率隨兵參彼三條高倉御所。先之、得入道三品之告、逃出御廷尉等雖追捕御所中、遂不令見給。此間長兵衛尉信連、取太刀相戰、光長郎等五六輩爲之被斬。其後光長搦取信連、及家司一兩、女房三人歸去云云。

三 高倉宮御最後

廿六日。丁丑空晴。三井寺の衆徒ばかりにては、あまりに無勢なりとて、今

時卯の刻—午前六

日卯の刻に高倉宮南都の衆徒を御たのみ有つて、御下向まします。入道源三位の一族、ならびに三井寺法師御駕の前後に打かこんで、御ともにまるる。しかるに平家左衛門督知盛、權亮少將維盛、そのほか入道相國の一門二萬餘騎、宇治橋の邊にておつきまるらせてせめたかふ。こゝにて入道源三位賴政おなじく子息伊豆守仲綱、太夫判官兼綱、仲宗そのほか足利の判官代義房など討死す。宮も又光明山の鳥居の前にて御事あり。御年三十歳とぞ。入道三位のくびはそのおもてにあらざるよし口すさびける。（卷一）

廿六日。丁丑快晴。卯刻、宮令赴南都御。三井寺無勢之間、依令侍奈良御也。三位入道一族并寺衆徒等候御共、仍左衛門督知盛朝臣、權亮少將維盛朝臣已下、入道相國子孫率二萬騎官兵、追競於宇治邊合戦。三位入道、同子息仲綱、仲宗及足利判官代義房等、梶首。三品禪門首、非彼面由、謳歌云云、宮又於光明山鳥居前、有御事。御年三十云云

四 石橋山合戦

八月小

士臣代を被用す
の稱は大
陪小
名の武家時誤

♦上箭—上指の箭

廿三日。癸卯。くもる。夜に入つて大に雨ふる。前右兵衛佐頼朝は、今日寅の刻に、北條殿父子主從盛長、茂光、實平以下三百餘騎を引率して、相州石橋山に陣をはらせ給ふ。まづ事はじめなればとて、高倉宮の令旨をもつて御旗の横上につけ、中四郎惟重これをもつ。惟重がちゝの頼隆、白き幣を上箭につけて、おなじく君の御うしろにひかへたり。是を聞いていそぎつるたうしまるらせよとて、うつたつ。同國の住人には、大庭三郎景親、俣野五郎景久、河村三郎義秀、濫谷庄司重國、糟屋權守盛久、海老名源八季貞、曾我太郎祐信、瀧口三郎經俊、毛利太郎景行、長尾新五爲宗、同新六定景、原宗三郎景房、同四郎義行、熊谷次郎直實以下平家被官のともがら三千餘騎にて、おなじく石橋山に陣をとる。兩陣のさかひ、わづか谷一つをへだてたり。又伊東次郎祐親法師、三百餘騎にて、佐殿の陣とり給ふうしろの山にひかへて、景親等がかつせんをはじめば、うしろより一度にかけあはせて、佐殿をまんなかにとりこめてうちたてまつるべしと、かたづをのうでひかへたり。三浦のものどもは、すでに曉天におよぶによつて、佐殿の御陣へ

♦丸子川—今の酒匂

は参らで丸子川の邊に宿して、すでに大庭三郎景親が一族どもの家々に火をかけたり。そのけぶり、半天をおほひしかば、景親はるかにこれをみて、これはいかさま、三浦の者等が所爲なりとおぼゆるぞ。明日をまたば、かの者どもさだめて、源氏の勢にくはるべし。前には源氏の勇士かすをつくして、後に三浦の一ぞくはせ來らば、ゆき大事ごさんなれ。今日たとひ晩景におよぶとも、一戦をとげすといふ事あるべからずとて、三千餘騎を一手にして、まつしぐらになつて源氏の陣にかけり、をめきさけんでせめたゝかふ。平家の大勢をもつて、源氏のみかたにくらぶれば、十が一つもなき小勢なれども、諸卒みな舊好をおもんじて、こゝろざしを一つにせしかば、大庭三郎が三千餘騎と、伊東次郎が三百餘騎前後左右に相うけて、命をしますせめたゝかふ。爰にて眞田與一義忠、武藤三郎ならびに郎従豊三家康等はうたれにけり。佐殿も杉山のうちにひかせ給ふを、景親かつにのつて、矢石をはなちかけて追ひかけまるらする。折ふし雨風しきりにふいて、すでにあやふく見え給ひける處に、爰に飯田五郎家義といふもの、内々佐殿に心ざしを通じけるによつて、とくにもはせ参らむとおもひながら、景親が軍

勢にへだてられ、心ならずかの陣に居たりしが、佐殿の體を見て、わが手勢六騎を引わけ、中にへだたつてふせぎける。其のひまに、佐殿はからき命をのがれ給ひて、杉山にいらせたまふ。(卷一)

廿三日。癸卯。陰。入夜甚雨如沃。今日寅刻、武衛相率北條殿父子、盛長茂光、實平以下三百騎、陣子相模國石橋山給。此間以件令旨、被付御旗横上、中四郎惟重持之。父賴隆付白幣於上箭候御後、爰同國住人大庭三郎景親、俣野五郎景久、河村三郎義秀、瀧谷庄司重國、糟屋權守盛久、海老名源三季貞、曾我太郎祐信、瀧口三郎經俊、毛利太郎景行、長尾新五爲宗、同新六定景、原宗三郎景房、同四郎義行、并熊谷二郎直實以下、平家被官之輩、率三千餘騎精兵、同在石橋山邊兩陣之際、隔一谷也。景親士卒之中、飯田五郎家義、依奉通志於武衛、雖擬馳參、景親從軍列道路之間、不意在彼陣。亦伊東二郎祐親法師率三百餘騎、宿于武衛陣之後山兮、欲奉襲之。三浦輩者、依及曉天宿丸子河邊遣郎從等、燒失景親之黨類家屋。其煙聳半天。景親等遙見之、知三浦輩所爲之由。訖。相議云、今日已雖臨黃昏、可遂合戰。期明日者、三浦衆馳加定難喪敗歟之由、群議事訖。數千強兵襲攻武衛之陣。而計源家從兵、雖比彼大軍皆依重舊好、只輕命效死、然

◇喪敗—打破る

◇殞命—討死

間佐那田余一義忠、并武藤三郎、及郎從豐三家康等殞命。景親彌乘勝至曉天。武衛令逃于相^{スギヤマ}山之中給。于時疾風惱心、暴雨勞身。景親奉追之、發矢石之處。家義乍相交景親陣中、爲奉遁武衛、引分我衆六騎、戰于景親。以此隙、令入相山給云云。

五 千葉廣常歸伏

九月大

十九日。戊辰。上總權介廣常、當國、周東、周西、伊南、伊北、廳南、廳北のともがら一二萬騎を引率して、隅田川の邊に參上す。佐殿御出有つて、たゞいま参る條、はなはだもつて延引なりといからせ給ひ、あへて御よろこびの氣なし。廣常しりぞいて思ふは、只今普天の下、率土のうち、すべて平相國禪門管領の地にあらずといふことなし。しかるに賴朝^{るにん}人の身として、たやすく義兵をあげらるゝ間、そのありさま小勢なり。大君の相^{さう}なくんば、忽ち討取つて相國にたてまつるべきものをとおもひ、うちには一心をさしはさみ、ほかには歸伏の體を見せて、こ

◇孟子普天の下云々、萬章篇上、莫非王臣、莫非天之率土之濱、莫非^レ管領^リ、^{クワソ}と訓む。支配^{レイ}人^一罪あつてる人^に處せられたる人^たべるき人相^リ將軍

◇合力—味方

◇結句—揚句のはてに

◇門客—譜代にあらぬ家來

れまで來りたり。此の數萬騎の合力を見給はゞ、さだめてよろこんで感ぜらるべしと思ふ處に、結句遲參をとがめていからるゝけしきは、いか様廣常が主君としてもたのみある體なりとて、害心をひるがへして、佐殿につきまるらせけるなり。むかしもさるためしあり。陸奥守鎮守府將軍從五位下平朝臣良將の男、平親王將門、すでに東國を押領して、むほんをくはだつる間、俵藤太秀郷、追討使として東國にくだるに、まづいつはつて、門客となつて御陣にまゐるべしといふ。將門喜悅のあまりに梳ける所のもとゞりもいはず、えぼしを引いて、秀郷に對面す。秀郷その將のかろきことを見て、誅罰をたなごころににざる。はたして退出するにのぞんで、本意のごとくその首を得たりとぞ。(卷一)

十九日 戊辰 上總權介廣常、催具當國、周東、周西、伊南、伊北、廳南、廳北輩等率二萬騎參上隅田河邊。武衛頗瞋彼遲參、敢以無許容之氣廣常潛以爲當時者、率土皆無非平相國禪閣之管領。爰武衛爲流人、輒被舉義兵之間、其形勢無高喚相者、直討取之可獻平家者。仍內雖挿二圖之存念、外備歸伏之儀參。然者得此數萬合力、可被感悅歎之由、思儲之處、有被咎遲參之氣色、殆叶人主之體

◇高喚相—氣品の高き貌

也。依之忽變害心、奉和順云云。陸奥守鎮守府前將軍從五位下平朝臣良將男、將門、虜領東國、企叛逆ホシギヤク之昔、藤原秀郷僞稱可列門客之由、入彼陣之處、將門喜悅餘、不レ肆ハ所梳之髮、即引入烏帽子謁之。秀郷見其輕骨、存可誅罰也、趣退出、如本意、獲其首云云。

六 伊 藤 祐 親

十月小

◇小松少將—平維盛の尊稱

十九日 戊戌 伊藤次郎祐親法師、小松の少將と一所にならむ爲に、伊豆の國鯉名の泊に船をうかべて、海上をめぐらむとするを、天野藤内遠景かけよせてこれをいけどり、今日黃瀬川の御旅宿に具してまる。しかるに祐親がむこ三浦の介義澄御前に參つて、これをあづかり申さむといふ。佐殿しばらく御思案あつて、しからばかれがとがを申ひらかむまでは、義澄にあづくるよしおほせ下さる。先年祐親、佐殿をうち奉らむとせしときも、次男九郎祐泰このよしを佐殿につげまわらせておとし申す。當座の難をのがしまるらせたり。その功に優じて、祐泰を當りて、卽座に

◇鷹裝束—鷹狩の催。堂上家の通用の語。すべて支度すと御裝束とあることを御装束と

◇持佛堂—常に信と訓む。「ケラライ」と云ふ。貴族の家に出入して祇候す

◇家禮—「ケラライ」に云ふ。古代は革を以て甲を作り云ふ。

◇兵革—戦争。兵器と甲冑。古代は

唐名—近衛府の

いはむや貴殿下國の事をよく申して、いとまをたまはらぬ事、家人につかへ給ふに似たり。しかば一筆をおくるべしとて、状を知盛にたてまつていはく、加々美が下向の事、はやく左右を仰せらるべきかと。知盛卿その状をひるがへして、うらに返事あり。そのことばにいはく、加々美が甲州下向の事きこしめされ候ひ畢んぬ。たゞし兵革連續の時遠向す。もつとも御本懐にそむく。いそぎ歸洛すべきよし、相ふれしめ給ふべきのおもむき候ふ處なりと。よつて長清下國しけるものなり。(卷一)

十九日 戊戌 伊藤次郎祐親法師爲屬小松羽林浮船於伊豆國鯉名泊、擬廻海上之間、天野藤内遠景窺得之、令生虜。今日相具參黃瀨河御旅亭。而祐親法師聟、三浦次郎義澄參上御前申預之。罪名落居之程、被仰召預于義澄之由。先年之比、祐親法師欲奉度武衛之時、祐親二男、九郎祐泰依告申之、令遁其難、給訖。優其功可有勸賞之由、召行之處、祐泰申云、父已爲御怨敵、爲囚人、其子爭蒙賞乎。早可申身暇者、爲加平氏上洛云云。世以美談之。

其後、加々美次郎長清參着去。八月上旬出京、於路次發病之間、一兩月休息美濃國神地邊去月相扶先下著甲斐國之處、一族皆參之由承之、則揚鞭。兄秋山

太郎者猶在京之旨申之。此間兄弟共屬知盛卿在京都而八月以後頻有關東下向之旨。仍寄事於老母病癆雖申身暇不許。爰高橋判官盛綱爲鷹裝束招請之次談話世上雜事得其便愁不被許。下向事盛綱聞之向持佛堂之方合手殆慚愧云當家之運因斯時者歟。於源氏人々者家禮猶可被怖畏矧亦如抑留下國事頗似服仕家人則稱可送短札獻狀於彼知盛卿云加々美甲州下向事早可被仰左右歎云云。卿翻盛綱狀裏有返事其詞云加々美甲州下向事被聞食候訖但兵革連續之時遠向尤背御本懷急可歸洛之由可令相觸給之趣所候也云云。

七 富士河合戰

廿日。己亥。佐殿、駿河の國賀島につかせたまふ。また平家の大將小松少將惟盛、薩摩守忠度、三河守知度も富士川の西の岸に陣を取る。しかるに今夜半更におよんで、武田太郎信義はかりごとをめぐらして、敵陣のうしろへまはる。富士沼におり居たる水鳥等、この人音におどろいてむら立ちける。その羽音あたかも軍勢のはしるがごとし。平家是を聞いて、すはや、敵よとさわぎあへり。こゝに、侍

大將とたのまれたる上總の介忠清すゝみ出でて申けるは、東國の武士は皆ことごとく兵衛佐に屬したり。なまじひに御方京都をさつて、中途に陣をはればこそ、かくまで敵にはかこまれたれ。はやくこれより歸洛あつて、はかりごとを千里の外にめぐらされよかしといふ。惟盛已下此の義に同じて、夜のあくるをもまたす、にはかに歸洛せられたり。此の時飯田五郎家義、子息太郎それがし、川をわたつてにぐる平家を追ひかけたり。是を見て伊勢の國の住人伊藤武者次郎かへしあはせてせめたゝかふ。こゝにて、飯田太郎射とられたり。親の家義つゞいて伊藤の首をぞ取つたりける。印東次郎常義は鮫嶋にて誅せらる。(卷一)

廿日。己亥。武衛令到駿河國賀島給。又左少將惟盛、薩摩守忠度、參河守知度等陣于富士河西岸。而及半更、武田太郎信義廻兵略、潛襲^{ナマシヒ}件陣後面之處所集于富士沼之水鳥等群立。其羽音偏成軍勢之粧。依之、平氏等驚騒。爰次將上總介忠清等相談云、東國士卒悉屬前武衛吾等^{ナマシヒ}愁出^{ナマシヒ}洛陽、於中途已難遁匿。速令歸洛、可構謀於外云云。羽林已下任其詞不待天曙、俄以歸洛畢。于時飯田五郎家義同子息太郎等、渡河追奔平氏從軍之間、伊勢國住人伊藤武者次郎返

假字吾妻鏡

一八

合相戰。飯田太郎忽被射取。家義又討伊藤。云云。印東次郎常義者。於鮫嶋被誅。云云。

八 賴朝義經對面

云上京ラ◇京都ふ上洛」「シヤウヘ清音に訓む。但し貴人に

廿一日。庚子。佐殿惟盛のあとをおうて御上洛あるべきよし、諸卒におほせ付けられたり。しかるに常胤、廣常、義澄などうけ給はつていさめ申すは、常陸國の住人佐竹太郎義政、同冠者秀義など、數萬騎をもちながら、いまだみかたにまゐらず。なかんづく秀義が父四郎隆義は、たゞ今平家について在京す。其の外多勢のもの京中にみちくたれば、そこつに御上洛しかるべからず。たゞまづ東國を御したがへあつて、後日に京都をせめらるべしといふ。これによつてまた黄瀬川に御宿しゆくをめされて、安田三郎義定を遠江の守護におかれ、武田太郎信義を駿河國におき給ふ。今日また弱冠のをのこ一人、御旅宿のほとりにて、鎌倉殿の見參にいるべきよしを申す。實平、宗遠、義實など是をきくといへども、あやしみおもひて何とも申しあげず、時をうつすところに、佐殿みづから此の事をきかせ給ひて、

史王る。と常心◇に會稽の意をられぬ。夫記す。すに忘れる。に差越る。之を委と王意。されぬ。勾に用が恥深く。故踐事と、呉む。

又◇懶懈。「ムツギ」て訓る。少す。産ノキヌ。意衣、赤と。用因赤ふつ子と。

刀弓ふ。刀の弦袋。古代、弓に箭を宿衛の官人は、袋に貫く。つを帶する時、太は持つ。

年のよはひをかんがふるに奥州の九郎なるらむ、はやく御たいめんあるべしとお
ほせいたさる。土肥次郎實平うけたまはつて御前に請す。しゃう案のごとく義經なり。
佐殿御席ちかくめされて、たがひにすぎし事どもをかたらせ給ひ、懷舊の涙御た
もとをうるほす。なかんづく白河院の御宇、永保三年九月に、御先祖陸奥守源義
家、奥州にて將軍三郎武衡、同四郎家衡とかつせんのとき、御舍弟左兵衛尉義光、
京都にて此の事をつたへ聞いて、朝廷警固の役を辭し、弦袋を殿上にときおき、ひ
そかに奥州に下向して兄の陣中にくはり、程なく敵をほろぼされしなり。今貴
殿まるらるゝ事、もつともかの吉例にかなうたりと、御よろこびなめならず。
この義經は、去ぬる平治二年正月、襁褓のうちに、父義朝うたれ給ひてのち、
繼父一條大藏卿長成の扶持によつて、鞍馬寺にのぼつて出家せられたりしが、ひと長
なるにしたがつて、しきりに會稽の恥をすゝがむ事をおもひ、手づからみづから
元服して、秀衡をたのみ、奥州に下向し、多年をおくられしなり。しかるに、此
のごろ佐殿義兵をあげ給ふよしをつたへきて、おなじくうつ立たむとせらるゝ
ところに、秀衡しひてとめ申す間、ちからなく密々にかの館たちをしのびいでられた

◇御寄進「神佛に
品を奉納するこ
と。喜捨。
勸進に對して
自發的なるに云ふ

り。秀衡とむるにことばなくて、つひに佐藤繼信、同忠信兄弟をつけまるらせて、
おくり申すとぞ。

夜に入るころ御湯を召されて後、三嶋のやしろにまうで給ふ。御祈願すでにじや
うじゆす。これしかしながら、明神の御たすけによると、御信心あるのあまりに、
當國のうちを點じて、神領によせたまふ。すなはち寶前にて、御寄進の狀をかゝ
せたまふ。そのことばにいはく、

伊豆の國の御園、河原が谷、長崎、

早く敷地三嶋の大明神に免じ奉るべし。

右件の鄉園は、御祈禱安堵公平のため、寄進する所件のごとし。

治承四年十月廿一日

源朝臣（卷一）

廿一日。庚子。爲追攻小松羽林被命可上洛。由於士卒等而常胤、義澄、廣常
等諫申云。常陸國佐竹太郎義政并同冠者秀義等乍相率數百輩未武衛歸伏。
就中秀義父四郎隆義當時從平家在京。其外驕者猶多境內。然者先平東夷之後可至關西云云。依之令遷宿黃瀨河給以安田三郎義定爲守護遠江國被差

◆主一尊稱

遣以武田太郎信義所被置駿河國也。今日弱冠一人御旅館之砌稱可奉謁錄
倉殿之由。實平宗遠、義實等恠之不能執啓。移寢之處、武衛自令聞此事給。思年
齡之程、奥州九郎歟。早可有御對面者。仍實平請彼人。果而義經主也。即參進御
前互談往事。催懷舊之淚。就中白河院御宇永保三年九月。曾祖陸奥守源朝臣
義家於奥州與將軍三郎武衡同四郎家衡等遂合戰。于時左兵衛尉義光候京都傳聞此事辭朝廷警衛之當官解置弦袋於殿上。潛下向奥州加于兄軍陣之後忽被亡敵訖。今來臨尤協彼佳例之由。被感仰云云。此主者去平治二年正月
於櫛裸之内。逢父喪之後。依繼父一條大藏卿長成之扶持爲出家登山。鞍馬至
成人之時。頻催會稽之思。手自加首服。恃秀衡之猛勢。下向于奥州歷多年也。而
今傳聞武衛被逐宿望之由。欲進發處。秀衡強抑留之間。密々遁出彼館。首途秀
衡失音惜之術。追而奉付繼信。忠信兄弟之勇士云云。秉燭之程。御湯殿令詣三
嶋社給。御祈願已成就。偏依明神冥助之由。御信仰之餘點當國內奉寄神領給。
則於寶前令書御寄進狀給。其詞云。

伊豆國御園、河原谷、長崎、

可早奉免敷地三嶋大明神、

◇家人一一族より
し分れ者、家來と對す
者、郎從に對す

假字吾妻鏡

二二

右件郷園者爲御祈禱安堵公平所寄進如件

治承四年十月廿一日

源朝臣

九 無雙勇士飯田家能

廿二日。辛丑かのとのうし 飯田五郎家能平家の家人伊藤武者次郎が首を持参して、かつせんの次第、ならびに子息太郎が討死のよしを申しあぐる。きのふは三島に御神拜じんぱいの事によつて、まるらざるよしなり。佐殿さでん一々きこしめして、家能をかんじおほせられていはく、本朝無雙の勇士なり。石橋山において景親が陣に屬しながら、みかたへきたつて、賴朝がいのちをたやすく。今またかやうの勳功をつくす。まつだいもかやうの武士あるべからずとおほせらるれば、諸人これをうらやみける。(卷一)

廿二日。辛丑かのとのうし 飯田五郎家能持參平氏家人伊藤武者次郎首申合戰次第、井子息太郎討死由。昨日依御神拜事故不參之由云云。武衛被感仰家能云、本朝無雙勇士也。於石橋乍相伴景親よなぎ景親よなぎ景親よなぎ奉通訖。今又竭此勳功。末代不可有如此類者。諸人無異心云云。

一〇 賴朝始行恩賞

廿三日。壬寅。相模の國府につき給ひて、はじめて恩賞をおこなはる。まづ、北條殿、信義、義定、常胤、義澄、廣常、義盛、實平、盛長、宗遠、義實、親光、家綱、經高、盛綱、高綱、景光、遠景、景義、祐茂、行房、景員入道、實政、家秀、家義。以下あるひは本領に安堵し、あるひは新恩にあづかる。また義澄をば三浦介になされ、行平はもとのごとく下河邊しもかわべの庄司たるべきよし仰せつけらる。大庭三郎景親遂に降人になつて、此のところにまるる。すなはち上總の權介廣常にあづけたまひ、長尾新五爲宗をば岡崎の四郎義實にあづけられ、同新六定景をば、三浦の介義澄にあづけられ、川村の三郎義秀をば、河村の郷がうをめしはなたれて、大庭平太景義にあづけられ、瀧口三郎經俊をも山内の郷をめしはなたれて、岡崎の四郎義實にあづけらる。此の外石橋がつせんの御敵の餘黨大勢ありといへども、誅伐におほせつけらるゝは、十が一つなり。(卷一)

廿三日。壬寅。著于相模國府給。始被行勳功賞。北條殿及信義、義定、常胤、義

九 無雙勇士飯田家能 一〇 賴朝始行恩賞

二三

◇召預—武家の人にあるべきを禁制する事
め置かること
◇召放—官へ取上ること。概奪上

澄、廣、常、義、盛、實、平、盛、長、宗、遠、義、實、親、光、定、綱、經、高、盛、綱、高、綱、景、光、遠、景、景、義、祐、茂、行房、景員入道、實政、家秀、家義。以下或安堵本領、或令浴新思。亦義澄爲三浦介、行平如元可爲下河邊庄司之由被仰云云。

大庭三郎景親、遂以爲降人、參此所。即被召預上總權介廣常。長尾新五爲宗召預岡崎四郎義實。同新六定景被召預義澄。河村三郎義秀被收公河村郷被預景義。又瀧口三郎經俊被召_{シヤウジ}預實平。此外石橋合戰餘黨、雖有數輩、及刑法之僅十之一歟云云。

二 瀧口經俊の征矢

十一月大

廿六日。甲戌、山内瀧口三郎經俊を誅せらるべしと内々御さたありしを、經俊が老母佐殿の御めのとこれを聞き、愛子のいのちを申しうけむとて、御前にまわり申しあぐるは、資通入道、八幡殿につかへたてまつて、六條の判官爲義の御めのとたりしよりこのかた、代々源家に忠をつくす事あげてかぞふべからず。ながんづく俊通、平治の戦場にのぞんで、かばねを六條からにさらし申しき。しかるに

◇口卷—錨
リ)を笠(矢竹(ヤハ)にジ
差込み絲(矢竹)にジ
て巻きたる所

經俊、景親にくみせし條、そのとがせめてあまりありといへども、これまた一たん平家のきこえをはゞかるによつてなり。およそ、石橋山にかつせんをいたしゝものおほく御ゆるしにあづかる。經俊もねがはくは、先々の功に優じて、御宥免あつて給はり候へと申す。佐殿きこしめされ、何ともおほせ出さるゝ事はなくて、土肥の次郎實平にあづけ置かれしよろひを、まるらすべきよしおほせらる。實平かしこまつて、これを持參し、櫃のふたをひらき、とりいだして、山内の尼袖にたちて、かの矢の口卷の上に、瀧口の三郎經俊としるしたり。くだんの文字ぎはより笠をきつて、御よろひの袖にたてながら、今までおかれたれば、その證跡あきらかなり。すなはち佐殿ちきにこれをよませたまふ。老尼かさねてしまいを申しあぐるによばず、兩眼になみだをうかべて退出す。かねて後の事かんがみ給ふによつて、此の矢をのこしおかれしなり。經俊が科においては、死罪をのがれがたしといへども、かつは老尼がなげきをいたはしくおぼしめし、かつは先祖の忠功をわすれ給はぬによつて誅戮をなだめ給ひしなり。(卷一)

廿六日。甲戌、山内瀧口三郎經俊可被處斬罪之由、内々有其沙汰。彼老母武衛御乳母聞之爲救愛息之命泣參上申云、資通入道仕于八幡殿爲廷尉禪室御乳母以降代々間竭微忠於源家不可勝計。就中俊通臨平治戰場曝骸於六條河原訖而經俊令與景親之條其科責而雖有餘是一旦所憚平家之後聞也。凡張軍陣於石橋邊之者多預恩赦歟。經俊亦盍被優獎時之功者哉。武衛無殊御旨可進所預置鎧之由被仰實平實平持參之開櫃蓋取出之置于山内尼前是石橋合戰之日經俊箭所立于此御鎧袖子今被置之太以揭焉也。仍直令讀聞給尼經俊自此字之際切鎧乍立御鎧袖子今被置之太以揭焉也。仍直令讀聞給尼不能重申子細拭雙淚退出兼依監後事給被殘此箭云云於經俊罪科者雖難遁刑法侵老母之悲歎慕先祖之勞功忽被宥棄罪云云。

二 平相國入道薨去

治承五年辛丑

閏二月大

四日。庚戌、入道平相國、去月廿五日よりの病つひに治するにしるしなくして、

九條河原の口盛國が家にて、今日戌の刻に死せられたり。遺言に申されしは、三日後にわれをはうぶり、遺骨をばはりまのくに、山田のほつけだうにをさめ、七日ごとにかたのごとく佛事を取おこなひ、からず毎日は取おこなふ事あるべからず。また京都にて追善の義あるべからず、まご子どもはひとへに東國下向のはかりごとをいたせと申されしとぞ。(卷二)

四日。庚戌、戌冠入道平相國薨。九條河原口、盛國家自去月廿五日病惱云云。遺言云、三箇日以後可有葬之儀。於遺骨者納播磨國山田法華堂毎七日可修如形佛事、毎日不可修之。亦於京都不可成追善。子孫偏可營東國歸往之計者。

三 武衛納涼

六月小

十九日。甲子。佐殿納涼の御なぐさみとして、三浦に渡御ならせ給ふ。三浦の一族かねて結構の用意をいたし、ことに案内を申されける。陸奥冠者已下御ともに参らる。上總權介廣常は、兼ねて仰せをうけ給はつて、郎從五十餘人、ことく

◇ 梶飯 盛んなる
饗宴 錦倉時代に
は臣下より將軍に
起梶獻す。大きなる木に
飯を盛るより

◇ 廣言 一口幅ひろ
く物語ふ。大言壯
語又長廣舌
かうじやう一高
聲

く佐賀岡のはまに參會す。御駕の見ゆるとひとしく、郎從五十人は、みな馬よりおりて、沙のうへに平伏す。廣常は馬にのりながら御れいをいたす。時に、三浦十郎義連、御駕のさきにすゝんで、いそぎ下馬いたされ候へといへば、廣常きゝいれず、公私三代の間、いまだ其の禮を成さざるものと云ひて、つひに馬よりおりざりけり。佐殿は是をとがめ給ふていもなくて、それより三浦大介義明が舊跡にいらせ給ふ。三浦介義澄梶飯わらばんをたてまつて盃をすゝめしかば、上下ことに沈醉して、酒宴興をあましける處に、岡崎四道義實、佐殿の御するかんを所望申す。すなはち義實に是を給はる。仰によつて義實座に居りながら頂戴して著しける時に、上總介廣常これをねたみて申しけるは、此のやうなる美服をば、廣常がごときの者拜領いたすべき事なり。何の用にたゞぬ義實がごときの老人に下さる事、存のほかなりとつぶやきける。義實あざわらつていひけるは、廣常若輩の分として、おのれ功名あるやうに申すとも、義實が最初の忠節にはさらにおびがたし。いらぬ廣言はくものかなと、かうじやうにのゝしりける。それよりたがひに過言をはいて、事のていにがくしうぞ見えたりける。佐殿も兩方のことわ

りなためがたしとやおぼしめしけむ、あへておほせいたさるゝ事もなかりけるところに、三浦の十郎義連はしりよつて、義實をいかつていましめけるは、今日我が君此の亭にわたらせ給ふゆゑ、義澄興をつくす處に、貴殿いかなれば、御前を憚かるけしきもなく、存外のふるまひかな。たゞし老後の物ぐるひか、廣常が體を見るに、物のぎりをしらぬと見えたり。所存あらば、後日を期すべし。御前の遊宴をさまたぐる事、もつてのほかのひがごとなりと、さんくにせいしける。よつておのゝことばをやめて座になほる。是ひとへに義連神妙のふるまひによつてなりと、いよ／＼御意に相かなひける。(卷二)

◇ 司馬一國司の掾
の唐名

◇ 敬屈一首を垂れ
てかしこまるこれ

十九日。甲子。武衛爲納涼遣遙渡御三浦。彼司馬一族等、兼日有結構之儀、殊申案内云云。陸奥冠者以下、候御共。上總權介廣常者、依兼日仰參會于佐賀岡濱。郎從五十餘人、悉下馬、各平伏沙上。廣常安轡而敬屈。于時三浦十郎義連、令候御駕之前示可下馬之由。廣常云、公私共三代之間、未成其禮者。爾後令到于故義明舊跡給。義澄構盃酒梶飯、殊盡美。酒宴之際、上下沉醉催其興之處、岡崎四郎義實所望武衛御水干、則賜之。依仰乍候、座著用之。廣常頗嫉之申云、此

◇對揚一匹敵する
こと

◇濫吹一禮儀を亂
ること、又亂吹を亂

美服者、如廣常可拜領者也被賞義實様老者之條存外云云。義實噴云、廣常雖思有功之由、難比義實最初之忠、更不可有對揚之存念云云。其間互及過言、忽欲企鬪証。武衛敢不被發御詞。無左右難宥兩方之故歟。爰義連奔來、叱義實云、依入御、義澄勵經營、此時爭可好濫吹乎。若老狂之所致歟。廣常之體、又不叶物儀。有所存者、可期後日。今妨御前遊宴、太無所據之由、再往加制止。仍各罷言無爲也。義連相叶御意、併由斯事云云。

一四 四海泰平の御願書

◇治承五年七月十
四日養和と改元
七日壽永と改元

養和二年壬寅

二月小

◇衣冠一略式の朝
東服、尋常參内の朝
東帶を「ヒノキ」の装朝
サウゾク「トノキ」の装朝
サウゾク「トノキ」の装朝
故實拾要「ヒノキ」の装朝
妻紅扇、腰帶、指貫、
とあり、鞆を具す

八日。己酉。伊勢の太神宮に四海泰平の御願書をたてまつらせ給ふ。大夫屬入道善信草案をかきて、御目にかくる。神主生倫衣冠をたゞし殿中に参り、御願書をうけとり、鎌倉をいづる。中四郎維重をもあひそへられたり。長江太郎義景、神寶の奉行として、おなじく門出す。かの義景は、先祖鎌倉の權五郎景政、當社を

◇御厨一伊勢の神
供ふる所

信心におもひて、永久五年十月廿三日に、私の領内相模國大庭の御厨を、ながく神宮によせたてまつりける。景政より義景までは三代の孫なり。もつとも神慮に相かなふべしとて、御えらみに應じける。御願書にいはく、

維當歲次治承六年、壬寅、二月八日己酉吉日良辰をえらび定めて、前右兵衛佐從五位下源朝臣賴朝、禮代の御幣砂金神馬等さゝげしめ、天照百皇太神の廣前に齋持して、恐れても申してまうさく、賴朝遠祖を訪れば、神武天皇はじめて日本國豐葦原水穂に濫觴せしめて、五十六代に相當れる清和天皇の第三の孫より、武藝にたづさはりて、國家をまもり、衛宮に居て朝威をかゞやかす。しかつしよりこのかた、野心をさしさむ凶徒征罰する勳功によつて、惠澤身にあまり、武勇世に聞え、和國無爲にし、截克の調ありて、星霜三百餘歳におよぶ處に、保元年中より、洛陽に兵亂おこる。時の人湯王の化をとぶらはず、鎮護のちかひを存せず。犯否をおしみだりて、賞罰を申しおこなふ間、平治年中に賴朝咎過なくして罪科におよぶ。愁憤を含んで春秋を送る處に、前の平大相國、驍勇の黨に従がはしめて、去々年の秋、賴朝を誅せむと擬せし日、天運あるによつ

◇湯王一支那殷の開國の君。夏の桀の王を放ち天下を一統す

◇春秋一春と秋の意より轉じて年と意に用ゐる

◇本黥布——漢の功臣。其の武勇の高祖布時法に坐し、すばり入墨といふ。

◇蓮宮—寺院の異名

◇衆徒——大衆徒の奈良京都等の寺に多く居る僧徒

◇禹王——支那夏の開祖の君

て黥布が鎧をのがれしむる、本よりあやまらざるが故に、神の冥助なり。しかれば彼の平大相國かへつて頼朝が謀反のよし叡聞をおどろかす。すなはち事を奏して實ならざるなり。披陳するに便なくして、只蒼天をあふぐ間に、華夷しづかならず、逆濫重疊せり。その中に、聖武天皇草創の鎮地の後、四百餘歳を歴たる蓮宮を焚焼せしめしの條、蒼生誰か悲歎せざらむや。凡そ朝務をおしおこなひ、郡郷を滅ぼする、是豈謀反にあらざらむや。爰に平大相國にはかに早世せる、神慮不快のよし、露顯なり。但し頼朝ことにおそるゝ所は、風聞のごとくんば、熊野の衆徒と號して、奸濫をたくむたぐひ等、去年正月に、皇太神宮に濫入して、御殿を破損し、神寶を犯用す。茲に因つて御體を皇太神の御殿のみぎり、五十鈴の河上のはとりに、假にうつし奉ると云々。又同月に彼の凶賊等二所太神宮の御殿の近邊の人宅に亂入し、資財をさがし取り、舍宅を焼失する刻、祠官等恐怖をなして、宮中に参して騒動せしむ。此の兩條全く頼朝あやまらず、神明の照鑑をあふぐ。方に今無事に参洛をとげて、朝敵をふせぎて、世務をもとのごとく、一院にまかせ奉りて、禹王の慈愍をたづねしめ、神事を

如在にあがめ奉りて、正法の遺風を繼がしむ。たとひ平家たりといふとも、源氏たりといふとも、不義をば罰し、忠臣をば賞し給へ。兼ては又古今の例を訪ねて、二宮に新加の御領を申し立て、伊雑の宮を造替し神寶を調進せむと祈請する所なり。抑東州の御領もとのごとく、相違有るべからざるよし、二宮の注文に任せ、丹筆を染めて免じ奉り畢んぬ。これおよそ訛謬せず。百王太神、此の状を照納せしめて、上政王よりはじめ下百司民庶にいたるまで、安穩泰平に惠護をほどこさしめて、頼朝が伴類にいたるまで、夜の守り日の守りに、護り幸へ給ふべし。恐て恐れても、申してまうさく。

治承六年一月八日

前右兵衛佐從五位下源朝臣頼朝（巻二）

八日、己酉。被奉御願書於伊勢太神宮。大夫屬入道善信獻草案。是爲四海泰平萬民豐樂也。云云。生倫著衣冠參營中賜之。則進發。中四郎維重被相副之。長江太郎義景爲神寶奉行。同首途。義景先祖權五郎景政。抽鄭重信心。去永久五年十月廿三日。以私領相模國大庭御厨。永奉寄神宮之間。彼三代孫尤可相。

叶神慮歟之由被經御沙汰應其選云云。

御願書云、

維當歲次治承六年壬寅二月八日己酉吉日良辰遠選定天前右兵衛佐從五位下源朝臣賴朝禮代御幣砂金神馬等令捧齋持天天照百皇太神廟前仁恐天毛申天申久賴朝訪遠祖波神武天皇初天日本國豐葦原水穗爾令濫觴天五十六代仁相當禮留清和天皇乃第三乃孫與利携武藝天護國家利居衛宮天耀朝威須自爾以來挿野心凶徒征罰須留依勳功天惠澤身仁餘利武勇世仁聞倍和國無爲仁志有截克調天星霜三百餘歲仁覃布處保元年中與利洛陽仁兵亂起留時人不訪湯王乃化不存鎮護乃誓須犯否遠押混天賞罰遠申行布間平治年中仁賴朝無咎過天覃罪科布含愁憤天送春秋留處仁前平大相國驕勇乃令從黨天去々年乃秋賴朝遠擬誅志日依有天運天黥布加鑄遠令遁留本自利不誤加故仁神乃冥助奈利而彼平大相國還天賴朝加謀叛乃由叡聞遠驚須即奏事不實奈利披陳仁無便志天只仰蒼天久聞多仁華夷不靜須逆濫重疊勢利厥中仁聖武天皇草創鎮地乃後歷四百餘歲多留蓮宮遠令焚燒一條蒼生誰不悲歎哉凡朝務遠抑行比

◇蒼生百姓。晋

書桓溫請謝安
爲司馬高崧曰
下安石不出如天
蒼生何

郡鄉滅亡須留是豈仁非謀叛乎爰平大相國俄早世勢留神慮不快乃由露顯奈利但賴朝殊所恐波如風聞波熊野乃衆徒號志天奸濫遠巧牟類等去年正月仁皇太神宮仁濫入志天御殿遠破損志神寶遠犯用須因茲御體遠皇太神乃御殿乃砌利五十鈴乃河上乃畔仁假奉遷云云亦同月乃彼凶賊等二所太神宮乃御殿近邊乃人宅仁亂入志資財遠搜取利舍宅遠燒失須留刻祠官等成恐怖天參宮中天令騷動卒此兩條全賴朝不謬神明乃仰照鑒久方今無事仁遂參洛天防朝敵天世務遠如元一院仁奉任天禹王乃慈愍遠令訪神事遠如在仁奉崇天正法乃遣風遠令繼車縱雖平家毛雖源氏毛不義遠波罰志忠臣遠波賞志賜倍兼又古今乃例遠訪天二宮仁新加乃御領遠申立天伊雜宮遠造替志神寶遠調進勢卒土所祈請奈利抑東州御領如元久不可有相違留由任二宮注文染丹筆天奉免畢此凡不訛謬須百王太神此狀遠令照納天上美始自政王免下迄于百司民庶天安穩泰平仁令施惠護天賴朝加伴類仁臻萬天夜乃守利日乃守利仁護幸倍給倍止恐天恐天毛申天申久

治承六年二月八日

一四 四海泰平の御願書

前右兵衛佐從五位下源朝臣賴朝

一五 江島辨才天安置

山高雄—京都高雄

四月小

五日。乙巳。^{きのとみ}佐殿腰越に御出有りて、江島におもむき給ふ。足利冠者、北條殿、仁田冠者、畠山次郎、下河邊庄司、同四郎、結城七郎、上總權介、足立右馬允、土肥次郎、宇佐美平次、佐々木太郎、同三郎、和田小太郎、三浦十郎、佐野太郎等御ともにて、高雄の辨才天を此所に勧請したてまつり、くやうの法をはじめらるゝ間、文覺上人のもとにわたらせ給ふ。今日鳥居をたてたまふ。そのゆゑいかにとたづねれば、奥州の秀衡調伏のためなりときこえし。(卷二)

五日。乙巳。武衛令^出腰越趣江島給。足利冠者、北條殿、仁田冠者、畠山次郎、下河邊庄司、同四郎、結城七郎、上總權介、足立右馬允、土肥次郎、宇佐美平次、佐木太郎、同三郎、和田小太郎、三浦十郎、佐野太郎等御供。是高雄文覺上人爲祈^{武衛御願}奉勸請大辨才天於此島始行供養法之間、故以令監臨給。密議此事爲調伏鎮守府將軍藤原秀衡也云云。今日即被立鳥居。其後令還給。

一六 熊谷直實勳功狀

六月小

五日。甲辰。熊谷次郎直實は、朝夕の忠義をいたすのみにあらず、去ぬる治承四年に、佐竹冠者を追討の時、ことに大功をぬきんす。その武勇を感じおぼしめすによつて、武藏の國の舊領直光が押領の地を停止し、直實に下し給はるのよしあはせ出さる。直實このごろ在國したりしが、今日參上してこれを頂戴す。

下す。武藏の國大里の郡熊谷次郎平直實定補する所の所領の事。

右件の所は、且は先祖の相傳なり。しかるに、久下權の守直光押領の事を停止し、直實をもつて、地頭の職として成し畢んぬ。其の故いかなれば、佐汰毛の四郎常陸の國奥の郡花園山に楯こもり、かまくらより責めしめ給ふ時、其の日の御合戦に、直實萬人にすぐれ、一陣に前懸す。懸けやぶり一人當千に高名をあらはす。其の勵賞に、件の熊谷の郷の地頭職になし畢んぬ。子々孫々永代他のさまたげ有るべからず。故に下す。百姓等よろしく承知すべし。

敢て違失すべからず。（卷二）

◆格勤—「カクゴン」と訓む。精を出し勤むること。

五日。甲辰。熊谷二郎直實者、匪勵朝夕格勤之忠、去治承四年、追討佐竹冠者之時、殊施勳功。依令感其武勇、給武藏國舊領等、停止直光之押領、可領掌之山、被仰下。而直實此間在國、今日令參上、賜件下文云云。

下。武藏國大里郡熊谷次郎平直實所定補所領事。

右件所、且先祖相傳也。而久下權守直光、押領事停止、以直實爲地頭之職成畢。其故何者、佐汰毛四郎、常陸國奥郡花園山柄籠、自鎌倉令責御時、其日御合戰、直實勝萬人、前懸一陣、懸壞、一人當千顯高名。其勸賞件、熊谷郷之地頭職成畢。子々孫々、永代不可有他妨、故下百姓等宜承知。敢不可違失。

一七 源義仲討死

◆壽永三年四月十
六日元暦元年と改

壽永三年甲辰

正月小

廿日。庚戌。蒲冠者範頼源九郎義經、佐殿の御つかひととして木曾義仲つるたうのために上洛せらる。範頼は今日勢田路より都に入り、義經は宇治道よりせめ入る。

義仲は三郎先生義廣、今井四郎兼平以下の兵をかの兩道にさしつかはし、ふせぎたゝかふといへども、義仲利なうして敗北せり。蒲冠者と源九郎は、河越の太郎重頼、同小太郎重房、佐々木四郎高綱、畠山次郎重忠、瀧谷庄司重國、梶原源太景季などをひきしたがへ、六條殿に馳せ参つて、仙洞をけいごしたてまつる。その折ふし、一條の次郎忠頼以下のつはもの共、近江の國栗津の邊にて相戦ふ。相模の國の住人石田次郎と名のつて木曾義仲が首を取つたり。錦織判官はちくてんして、その行がたをしらずとなり。（卷三）

廿日。庚戌。蒲冠者範頼源九郎義經等爲武衛御使、率數萬騎入洛、是爲追罰義仲也。今日範頼自勢多參洛、義經入自宇治路。木曾以三郎先生義廣、今井四郎兼平已下軍士等、於彼兩道、雖防戰、皆以敗北。蒲冠者源九郎相具河越太郎重頼、同小太郎重房、佐々木四郎高綱、畠山次郎重忠、瀧谷庄司重國、梶原源太景季等、馳參六條殿奉警衛仙洞。此間、一條次郎忠頼已下勇士、競走于諸方、遂於近江國栗津邊、令相模國住人石田次郎誅戮義仲。其外錦織判官等者逐電云云。

征夷大將軍從四位下行伊豫守源朝臣義仲、年三十一春宮帶刀長義賢男。

壽永二年八月十日、任左馬頭兼越後守、叙從五位下、同十六日遷任伊豫守、十二月十日辭左馬頭同十三日叙從五位上。

元暦元年正月六日、叙從四位下、同十日任征夷大將軍檢非違使右衛門權少尉

源朝臣義廣伊賀守義經男。

壽永二年十二月廿一日任右衛門權少尉元無官蒙使宣旨。

一八 梶原景時の飛脚

時未の刻午後二

◇石壺—殿舎の内
にて小石を數きつ
めたる處。壺は中

廿七日。丁巳。未の刻に遠江守義定、蒲の冠者範頼、源九郎義經、一條の次郎忠頼の飛脚、鎌倉に参る。去ぬる廿日に合戦をいたし、義仲ならびに相従ふともがらを誅するよしを申す。三人の使者を北面の石壺に召して、仔細をきこしめすところに、又梶原平三景時が飛脚まる。これ死人囚人の名字しるしたり。まことに使者おほき其の中に、景時が思慮ことに神妙なりと御感さい三におよぶ。(卷三)

廿七日。丁巳。未刻遠江守義定、蒲冠者範頼、源九郎義經、一條次郎忠頼等

一九 一谷合戦

二月大

飛脚參著鎌倉去廿日遂合戰、誅義仲竝伴黨之由申之。三人使者皆依召參北面石壺聞食亘細之處、景時飛脚又參著。是所持參討亡囚人等交名ナウミナウチモシ文也。方使者雖參上不能記錄。景時之思慮猶神妙之由御感及再三云云。

◇寅刻午前四時

◇武者所の警衛所—武院の御伺候する所—武院の御者所と云へば單士の武に詰語の侍の略

◇冠者—少年の元服したる人の稱

七日、丙寅。雪ふる。寅の刻に源九郎義經わが手の勇士七十餘騎を引わけ、一谷のうしろの山鴨越よりかさにおとしてせめよせける。こゝに武藏の國の住人熊谷次郎直實、平山武者所季重、まだしのゝめのあけはてぬに、一の谷の館のほとりに駒かけよせて、源氏の先陣なりとこそゑぐくになる。平家のかたより飛彈の三郎左衛門の尉景綱、越中の次郎兵衛の尉盛次、上總の五郎兵衛の尉忠光、悪七兵衛景清とのつて、二十三騎にて木戸口をひらかせ命をして、相た、かふ。こゝにて、平山が郎等もうたれ、熊谷の小次郎も疵をかうぶる。其の後蒲の冠者、足利、秩父、三浦已下鎌倉のともがら一の木戸にせめ來つて、追ひつかへつた、

假字吾妻鏡

四二

◆本三位 | 同時に
新古三位の三人ある時 |
参位に對すの稱。

かひける。しらはたあかはた色をまじへて、敵味方につくるときのこゑ、山をひびかし地をうごかす。こゝに、義經三浦の十郎義連已下の勇士をしたがへ、鷦越よりまつしぐらになつてをめいてかく。平家これに度をうしなひ、あるひは馬にむちうつて鹽やの方ににげのび、あるひはふねにさをさして四國の地におもむく。中にも本三位の中將重衡は明石の浦にて、景時家國が手にていけどられ、越前の三位通盛は湊川のへんにて、源三俊綱がためにうたれ給ふ。そのほか薩摩守忠度、若狭守經俊、武藏守知章、無官大夫敦盛、業盛、越中の前司盛俊以上七人は、範頼義經の軍中にうちとる。但馬前司經政、能登守教經、備中守師盛は、遠江守義定の陣中にこれを獲たり。(卷三)

七日丙寅。雪降。寅魁源九郎先引分殊勇士七十餘騎著于一谷後山。號鷦越、爰武藏國住人熊谷次郎直實、平山武者所季重等、卯魁偷廻于一谷之前路、自海道競襲于館際爲源氏先陣之由。高聲名カウジヤウニナル謁間、飛驒三郎左衛門尉景綱、越中次郎兵衛尉盛次、上總五郎兵衛尉忠光、惡七兵衛尉景清等引廿三騎開木戸口相戰之。熊谷小次郎直家被疵、季重郎從天亡。其後蒲冠者竝足利秩父、

二〇 重衡の藝能

三浦、鎌倉之輩等競來。源平軍士互混亂、白旗赤旗交色鬪戰。爲體、響山動地。凡雖彼樊噲張良、輒難敗績之勢也。加之城廓石巖高聳、而駒蹄難通、澗谷深幽、而人跡已絕。九郎主相具三浦十郎義連已下勇士、自鷦越此山猪鹿兔狐之外、不_レ通險阻也。被攻戰間、失商量敗走、或策馬出一谷之館、或棹船赴四國之地矣。本三位中將重衡、於明石浦爲景時、家國等被生虜。越前三位通盛、到湊河邊爲源三俊綱、被誅戮。其外薩摩守忠度朝臣、若狹守經俊、武藏守知章、大夫敦盛、業盛、越中前司盛俊、以上七人者、範賴、義經等之軍中所討取也。但馬前司經正、能登守教經、備中守師盛者、遠江守義定獲之。

二〇 重衡の藝能

四月小

ふて老侯に畫り高會高功のに及策常祖張名學封びすに兵良をのぜ功、帷を立力らを高輦起支つにる以祖のす那と依て即内時漢いつ黃留位による

廿日。戊子。終日雨やます。本三位の中將重衡、佐殿よりの御ゆるしによつて沐浴の儀あり。夜に入つて徒然^{とぜん}をなぐさめまるらせよとて、藤の判官代邦通工藤一鷹祐經に干手の前といふ官女一人相そへて、酒さかな以下をおくり給ふ。しげひ

四月小

二〇 重衡の藝能

四三

假字吾妻鏡

四四

て言た出平◇今安様に朝て新に和讃歌。今様に四句句行より。
稱配宮に唐ヤ◇五常樂——「ヨシ
すし商て樂、ラク」と訓む、シ
て角仁義太宗の親製
作徵智禮^(チ)羽信にを故に。
る常安◇後生樂——「ヨシ
語樂後と生樂の秀い樂句ふ」
べにの◇後生樂の秀い樂句ふに意後生
うの◇後生樂の秀い樂句ふに意後生
軍歌氏の漢とも云急皇璧——「ヨシ
の聲涙作朗^(チ)急樂きにいた皇璧
時^(チ)楚夜燭集火^(チ)ありはる故樂
の故項深暗下云事羽四數橋々
が面行直——「ヨシ

ら喜悦の思をなし、遊興しきりにもよほして、此のころの鬱念をはらされたり。祐經つゞみをうつて今様をうたへば、千手琵琶を弾す。重衡も横笛をとつて是に和せられたりしが、先に五常樂ごじやうらくをふいて、重衡がために後生樂なりとねがひ、次に皇靡急を吹いて、これもまた往生急なりとたはぶれ給へば、一座興に入らすといふことなし。すでに夜半におよびしころ、千手の前もはやかへり候はむとて座をたちけるを、しげひらおもひにたへかね、せんじゆが袖をひかへて、きそふ水あらばこそいなむとのことばをもきかめ、むげにさあらむ事いともつれなくこそおはすれとて、かきくどきとめられけるあひだ、せんじゆもさすがいはきならねば、またたしかへつてしゆゑんに時をうつし、朗詠に興をつくすほどに、ともしつ火くらうしては數行虞氏がなんだの雨、いとゞやみがたく、夜ふけては、四面楚歌の聲、みやこ人ほどやさしきはあらじと、きく人感じおもひける。其ののちおののいとまをこうて御前にかへりければ、佐殿しゆゑんのしだいを御たづねあり。邦通かしこまつて申しあぐるは、しげひらは言語ごんごといひ、藝能といひ、優にやさしき人にて候ふ、よこ笛をふいて和せられしに、五常樂を吹て後生樂とたと

へ、皇慶急をふいては往生急とたはぶれらる。これみなよしあることばなり。樂の
中に廻忽といふはもと廻骨とて大國には葬禮のとき、この樂をしらぶ。我囚人な
れば、誅せられむでう、朝暮に思はるゝによつてなり。また千手の前すでにかへ
らむといふ時、なほく四面楚歌の句を詠ぜらる。かの項羽過異のこと思ひ出だ
さるゝとみえて候ふと申しあぐれば、佐殿事のていをかんじ給ひ、世上のきゝを
はゞかるによつて、其の座にのぞまざる事殘念なりとおほせられ、其の後、宿衣
一領、千手の前にもたせておくりたまひ、そのうへ祐經を以て、ゐなか女房かへ
つて興あるべくおぼしめし候はゞ、これに逗留のうちはめしおかれ候へと、おほ
せつかはし給ふ。丁藤祐經はそのさき小松の内府につかへしどき、此の中將につ
ねくまみえしかば、その舊好をわすれずして、一向あはれみ申しける。(卷三)

△竹葉上林——竹葉
は酒の異名。上林苑の略にて云ふ。

◆宿衣—古代宿直に用ゐし衣服。臥具(やぐ)等の類

廻骨の別稱。又回乾突

皇摩急謂往生急。凡於事莫不催興。及夜半、女房欲歸。羽林暫抑留之。而盃及朗詠。燭暗數行處氏淚。夜深四面楚歌聲云云。其後各歸參御前。武衛令問酒宴次第給邦通申云。羽林云言語、云藝能、尤以幽美也。以五常樂謂後生樂、以皇摩急號往生急。是皆有由歟。樂名之中、廻忽者、元廻骨。大國葬禮之時調此樂云云。吾爲囚人被誅條、存在旦暮山之故歟。又女房欲歸之程、猶詠四面楚歌句。彼項羽過異之事、折節思出歟之由申之。武衛殊令感事之體給。依憚世上之聞、吾不臨其座、爲恨之由。被仰云云。武衛又令持宿衣一領於千手前、更被送遺。其上以祐經邊鄙士女還可有其興歟。御在國之程、可被召置之由。被仰云云。祐經頻憐羽林。是往年候小松內府之時、常見此羽林之間、于今不忘舊好歟。

二 華 美 停 止

十一月大

廿一日丙午。今朝佐殿御用あつて、筑後守俊兼をめす。俊兼御前にまるる。もとより美麗をこのむをのこにて、しかも一しほかたちをつくろひ、小袖を十餘領かさねて著す。その袖つまいりくをかざりたり。佐殿御らんあつて、俊兼が刀

をめさる。かしこまつて進上す。佐殿みづから、かのかたなにて、俊兼が小袖のつまをきらせたまひておほせらるゝは、なんちはこゝろざし才翰のをのこなり。常胤、實平がごときは清濁をもわかたぬ武士なり。しかれども所領はなんちにたくらべがたし。それさへ衣服已下にはびれいをこのます。よつてその家富貴にして、あまたの郎従を扶持し、忠功をいたさむとほつす。なんちは財寶のつひえをしらず、はなはだ過分のふるまひなりといからせ給へば、俊兼さいわうのへんたふにおよばず、おそれ入つてかうべをかたぶく。以來さやうのおごりをやむべきよし、かさねておほせつけらる。俊兼うけたまはつて、向後花麗をしてうじ仕るべきよし申しあげて、御前をたちのく。廣元、邦通かたはらに侍りて、たましひをけしける。(卷三)

廿一日丙午。今朝武衛有御要召筑後權守俊兼。俊兼參進御前。而本自爲事花美者也。只今殊刷行粧、著小袖十餘領。其袖妻重色々。武衛覽之。召俊兼之刀。即進之。自取彼刀。令切俊兼之小袖妻給後。被仰曰。汝富才翰也。盍存儉約哉。如常胤實平者。不分清濁之武士也。謂所領者。又不可雙俊兼。而各衣服已下用

◆小袖—古代は男女の下着の服。東の大袖に對する装

贋品不好美麗。故其家有富有之聞。令扶持數輩郎從、欲勵勳功。汝不知產財之所費、太過分也。俊兼無所于述申、垂面敬屈。武衛向後被仰可停止花美否之由。俊兼申可停止之旨。廣元、邦通折節候傍。皆銷魂云云。

◇銷魂—驚き怖る
ること

◇元暦二年八月十
四日文治元年と改

元暦二年乙巳

正月大

六日。庚寅。平家追討のために、西國にくだりたる東國の武士共舟なく糧たえて合戦をするに力なきよし聞えける間、日ごろさたりて、船を用意し、兵糧米をおくべきよし、東國に仰せつけられしなり。此のおもむきを西國へも仰せおくられむと思し召しける處に、三河守範頼去年九月二日に都を立てさいごくに趣く去年十一月十四日の飛脚、今日鎌倉に來て、兵糧とばしきによつて、軍士皆一揆せすして、各々本國を慕ひ、過半はのがれかへらむと申すよし、其の外鎮西の次第を申す。又乗馬を所望せらる。此の申狀によつていさゝか御不審を散すといへども、なほ

雜色定遠、信方、宗光をつかはさる。但し定遠、信方は京都にある間相伴ふべきよし、宗光に仰せ付けらる。宗光かこまつて委細の御書を帶して門出す。これ鎮西においてきたあるべき條々なり。状に云はく、

◇脚力—「ギヤク
リキ」
脚に同じと訓む。飛

◇構へて／＼—注
意して

十一月十四日の御文、正月六日に到來す。今日是より脚力を立てむとし候ひつる程に、此の脚力到来し、仰せつかはしたる旨くはしく承り候ひ畢んぬ。筑紫の事などか従はざらむとこそ思ふ事にて候へ。物騒がしからずして、能々國に沙汰し給ふべし。構へて／＼國の者共ににくまれずしておはすべし。馬の事誠にさるべき事にてはあれども、平家は常に傾城をうかゞふ事にてあれば、もしおのづから道にて押取られなどしたらむ事は、聞耳も見苦しき事にてあらむすればつかはさぬ也。又内藤六が周防の勢を以てこゝろざしをきまたげ候ふ以外の事也。當時は國の者の心をやぶらぬ様なる事こそ吉事にてあらむすれ。又八島におはしますおほやけ、並に二位殿女房たちなど、少しもあやまりあしまなる事なくてむかへとり申させたまふべし。かくとだにも披露せられば、二位殿などは大やけをぐしまるらせて、さきさまにおはする事もあるらむ。大方

◆八島におはしま
すおほやけ—安徳
天皇
◆二位殿—二位尼
室をさす。平清盛の
◆披露—口上で人
ること
に物を告げ知らす人

◇木曾—源義仲

◇三條高倉宮—茂
仁王

◇内府—平宗盛

◆あなたづらせ—あ
などるの崇敬語

は帝王の御事、いまにはじめぬ事なれども、木曾は山の宮、鳥羽の四の宮を討ち奉らせて、冥加つきて失せにき。平家又三條高倉宮を討ち奉りてかやうにうせむとする事也。されば能々したゞめて、敵をもらさずして、しづかに沙汰せらるべき也。内府はきはめて臆病におはせる人なれば、自害などはよもせられじ、生捕に取りて京へ具して上るべし。さて世の末にも言ひ傳へてあらば、いま少し吉事なり、返々此の大やけの御事おぼつかなきこと也。いかにもくじて事なきやうにさせさせ給ふべし。構へて／＼筑紫の者共にもこのよしをよく／＼仰せ含められ候ふべし。あなかしこ／＼。さては侍共に構へて／＼心々ならすして有るべきよし、能々仰せらるべし。構へて／＼筑紫のものどもをもて、八島をばせめさせて念なきやうにしづかに沙汰候ふべし。敵よわくなりたると、人の申さむに付いて、敵をあなたづらせ給ふこと、返々あるべからず、構へて構へて敵をもらさぬ支度をして、能々したゞめて事を切らせ給ふべし。尙々返々大やけの御事、ことなきやうにさせさせ給ふべきなり、一月十日のころには、

◆一定—必定、必

一定舟をばのぼさむする也。佐々木三郎筑紫へは下りさがりたるによて下しき。備前の兒島をば責めおとしたるなり。構へて／＼いかにも物騒がしからずして、しづかに軍しおほすべし。侍共の事はによりかれによりなどして、さゝやきなどして、人に見うとまれ給ふべからず。又路々の間、兵糧なくなりたるなど、京より方々にうたへ申せども、さほどの大勢の軍糧料にて上らざりしかば、いかでかさなくて有るべきとおもふなり。坂東にも其の後別の事もなし。少しも騒ぐこと候はず。くはしくはこの雑色に仰せ含め候ひぬ。恐々。

千葉の介、ことに軍にも高名してけり。大事にせられ候ふべし。

正月六日

◆蒲殿—源範頼

國の者共など、おのづから落ちまゝでくる事あらば、もてなして、よく／＼絲惜しく述せさせ給ふべし。豊後の舟だにもあらば、やすき事也、四國をば舟少々あらば是よりせめよと云ふ也、東國の舟は二月十日の比に國を立てゝ上する也。尙々も筑紫の事能々したゞめて物騒がしからず、ことなきやうに沙汰せられ候

ふべし。又侍共のさやうに心々にてあんなる返々以の外也、まことにその條さ
ざあるらむ。又方々より我が事をば訴へあひたれども、人のとかくいはむに全
くよるべからず、誠に能くだにもふるまはれば、それぞ能き事也。又人いはず
とも所せんなくおはせむするぞ、以の外の事にて有るべき。又小山の者どもい
づれも殊に絲惜しみし給ふべし。穴賢々。是より行きたる者はわれをおもは
ば、當時所知所領をしらず候ふ共、さやうの論をすべきやうなし。件のさまた
げ止めさせ給ふべく候。當時は構へて／＼國の者共をすかして、よきやうには
からはせ給へ。筑紫の者にて四國をばせめさせ給ふべし。此の使は雜色宗光、
定遠、信方三人のつかひ也。信方、定遠は、京に有るを下すなり。宗光ぞ國よ
り上する。委事宗光がもちたる文に申したる也。よろづ能々計らひて沙汰す
べし。あなかしこく。

正月六日

參河守殿 御返事

重ねて仰す

- ◆御下文一政所ふり出す命令書
- ◆いざわ殿一石和美
- ◆かゞみ殿一加賀美
- ◆ふぜん一不善

御下文一まい進之候、國の者共に見せさせ給ふべし。わうはく法師の事、用る
させ給ふべからず。穴賢々。甲斐の殿原の中には、いざわ殿、かゞみ殿、こ
とにいとほしくし申させ給ふべし。かゞみ太郎殿は、二郎殿の兄にて御座候へ
ども、平家に付き、又木曾に付きて、心をふぜんにつかひたりし人にて候へ
ば、所知など奉るべきには及ばぬ人にて候ふなり。たゞ二郎殿をいとほしくし
て、是をはぐくみ候ふべき也。(下文略)(卷四)

三 屋 島 合 戰

二月小

十九日。癸酉。判官義經、きのふよもすがら阿波の國と讃岐の國のさかひなる中
山をこえ、今日辰の辯にやしまの内裏のむかふのうらに到りて、牟禮高松の民屋
をやきはらふ。これによつて、先帝内裏を出させ給ひ、前内府も一族を相もよほ
し海上にうち出でらる。源氏の大將義經は、赤地の錦のひたゝれに、紅下濃のよ
ろひきて、黒の馬にうちのり、田代の冠者信綱、金子の十郎家忠、同興一近則、

◇
に用
りを着納僧
一作
すする僧
人一般の僧
に僧の意
の衣集め
て布帛はふる。僧の意
た縫い棄て
る法ひ集めたナ意
め

伊勢の三郎能盛などを相具し、汀のかたにはせむかはる。平家も又舟をとゞめてたがひに矢をはなつてたゞかひける間に、源氏の侍佐藤三郎兵衛繼信、同四郎兵衛の尉忠信、後藤兵衛實基、同養子新兵衛尉基清など、内裏ならびに内府の休幕以下の館どもをやきはらふ時に、平家の士、越中の次郎兵衛盛繼、上總の五郎兵衛忠光など舟よりあがり、宮門の前におり立つて、さんぐにせめたゞかふ。此の時義經の家人佐藤三郎兵衛繼信、矢にあたつて死したりける。義經悲歎の思をなして、一人の衲僧をまねき、千株の松本に葬らせられける。ことに名馬一疋、もとは院の御厩にあつて太夫黒と號したるが、義經供奉の時、仙洞より下され、戰場にのぞむごとに、乗られたる祕さうの馬、件の僧に給はりぬ。これなむ戦士をなづるのはかりごと、諸卒の感じたる處なり。同日、住吉神主津守長盛都にのぼつて奏聞を経けるは、去ぬる十六日に、當社恒例の御神樂をおこなひ候ふ處に、子の刻に鳴鏑矢第三の神殿よりひゞき出でて西の方にとび行き候ふ。これこの間平家追討の御いのりいちじるき處なりと申し上ぐる。(卷四)

十九日、癸酉、廷尉義經、昨日終夜越阿波國與讃岐之境中山、今日辰刻到

于屋嶋内裏之向浦、燒拂牟禮高松民屋。依之先帝令出内裏御前内府又相率一族等浮海上。廷尉著赤地錦直垂紅下濃鎧、駕黒馬、相具田代冠者信綱、金子十郎家忠同餘一近則、伊勢三郎能盛等、馳向汀、平家又抑船、互發矢石。此間佐藤三郎兵衛尉繼信、同四郎兵衛尉忠信、後藤兵衛尉實基、同養子新兵衛尉基清等、焼失内裏并内府休幕以下舍屋、黒煙聳天、白日蔽光。于時越中二郎兵衛尉盛繼、上總五郎兵衛尉忠光平氏家人等、下自船而陣宮門前。合戰之間、廷尉家人繼信被射取畢。廷尉大悲歎、屈一口衲衣、葬千株松木、以祕藏名馬、號太夫黒、元院御厩御馬也。行幸供奉時、自仙洞給之、毎向戰場駕之、賜件僧。是撫戰士之計也、莫不美談云云。同日住吉神主津守長盛參洛、經奏聞。去十六日、當社行恒例御神樂之間、及子魁、鳴鏑出自第三神殿、指西方行云云。此間奉仕追討御祈、靈驗揭焉者歟。

二四 壇浦海戰

三月大

廿四日、丁未、長門の國赤間が關壇浦の海上において、源平たがひに相あうて、其のあはひ三町をへだて兵船をこざむかふ。平家は五百餘艘を三手にわけ、山峨やまがの

◆藤重一襲の色目
の表淡紫、女官飾抄に、
源の名、女官飾抄に、
源十人裏青、と
源院に平盛二院衰一婦
御藤ノ院ノ平盛ハ女院衰一婦
御衣重末ノノ事ナレ中略建四服初
召サレナレノ事ナレ中略彌禮十服初
御若宮ノ後高倉院
リとあり

兵藤次秀遠ならびに松浦黨を先にそなへて、源氏の勢と責め戦ふ。午の刻に軍をはつて、平家つひに敗北す。二位の尼は寶劍を帶し、按察局は今年八歳の先帝を抱き奉つて、ともに海底にしづみ給ふ。建禮門院も藤重の御衣を着し、おなじく海底に入り給ふを、渡邊黨に源五馬允くまでをもつて是を引あげ奉る。按察のつばねは命つゝがなし。先帝は終にうかび出で給はず。若宮は今上皇帝の御あになり御命つゝがなし。門脇前中納言教盛卿、新三位中將資盛、前少將有盛も、つひに入水。參議經盛は戦場を出でて、陸地に上り出家して又立かへり波の底にしづまれたり。前内府宗盛、右衛門督清宗をば、伊勢三郎能盛これをいけどる。其の後、源氏の軍兵、平家のふねにみだれ入り、賢所をひらき奉らせむとせし時、兩眼たちまち暗れて、神心茫々となる。平大納言時忠、これを見たまひ、なんでう匹夫の分として賢所を侵し奉ること、もつたいなしと制し給へば、兵共おそれ入りてにげさりけるなり。是すなはち尊神の別體朝家の御持寶たり。神武天皇第十代崇神天皇の御宇に神威の同殿をおそれて、鑄あらため奉らる。朱雀院の御宇長曆年中に、内裏炎上の時、圓規御かたちかけたりといへども、平治逆亂の時は、師仲

卿の袖にうつり入らせ給ふ。其の後新造の櫛に入れたてまつり、民部卿資長藏人頭として是をさたせられたりとぞ。世すでに澆季におよぶといへども、なほ神變をあらはせり。まことにあふぐべく、たのむべしとぞ。(卷四)

廿四日、丁未、於長門國赤間關壇浦海上、源平相逢各隔三町。舟船。平家五百餘艘分三手。以山峨兵藤次秀遠井松浦黨等爲將軍、挑戰于源氏之將帥。及平、平氏終敗傾。二品禪尼持寶劍、按察局奉抱先帝春秋八歲共以沒海底。建禮門院藤重御衣入水御之處、渡邊黨源五馬允以熊手奉取之。按察局同存命。但先帝終不令浮御。若宮今上兄者、御存命云云。前中納言教盛號門脇入水。前參議經盛出戰場至陸地出家、立還又沈波底。新三位中將資盛、前少將有盛朝臣等同沒水。前内府宗盛、右衛門督清宗等者爲伊勢三郎能盛被生虜。其後軍士等亂入御船。或者欲奉開賢所。于時兩眼忽暗而神心惘然。平大納言時忠加制止之間、彼等退去訖。是尊神別體、朝家總持也。神武天皇第十代崇神天皇御宇、恐神威同殿、被奉鑄改云云。朱雀院御宇長曆年中、内裏焼亡之時、圓規已雖缺、平治逆亂之時、者令移師仲卿之袖給。其後奉入新造櫛、民部卿資長爲藏人頭沙汰之澆季之今、猶顯神變、可仰可恃焉。

二五 義經注進

四月小

時◇未の刻—午後四

十一日。甲子。未の刻に南の御堂柱だてとして、佐殿わたらせ給ふ。此の時西國の使者はせまるる。義經一巻の書を中原信泰に書かせてたてまつられけり。去ぬる廿四日に、長門國赤間關の海上において八百餘艘の兵船をうかべ、せめちかづく處に、平家も又五百餘艘をこぎならべて、ふせぎたゝかひ候ひしが、午の刻に戦をはつて、敵皆敗北したりと書かれたり。

一 先帝は海底に沒りたまふ

海に入るひとく

二位の尼

門脇中納言教盛

平宰相經盛、先に出家す

小松少將有盛

左馬頭行盛

新中納言知盛
新三位中將資盛

一 若宮并に建禮門院無爲にこれを取り奉る
一 生虜の人々

前内大臣

平大納言時忠

右衛門督清宗

前内藏頭信基、疵を被る

左中將時實、上におなじ

兵部少輔尹明

内府の子息六歳童形字は副將

此外

美濃前司則清

民部大夫成良

源太夫判官季貞

攝津判官盛澄

飛彈左衛門尉經景

後藤内左衛門尉信康

右馬允家村

女房には

帥典侍先帝の御乳母也

大納言典侍重衡卿の妻

帥局二品の妹也

按察局先帝をいだき参らせて海に入るといへども存命

僧

二五 義經注進

◆交名一人名をの書
連名書

僧都全眞

律師忠快

法眼能圓

法眼行明くまのゝ別當

宗とたる分の交名且かくのごとし。此の外男女生捕の事追つて注し申すべし。
又内侍所神璽はおはします。寶劍は紛失、愚慮の及ぶところは、これをさがし
もとめたてまつる。

藤の判官代邦通、御前にひざまづき此の書をよみ申す。因播守廣元、筑後守俊兼、
筑前三郎など御前にあり。佐殿すなはち一卷をみづからもたせ給ひ。鶴岡の方に
むかつて座し給ひけるが、何とも仰出さるゝ事なくて、柱立棟上事をはんぬ。番
匠共におの／＼祿を給はる。其の後殿中にかへらせ給ひて、かの使者をめされ、
合戦の間の事どもくはしくたづね給ふ。(卷四)

十一日。甲子。未時。南御堂柱立也。武衛監臨給。此間西海飛脚參申。平氏討
滅之由。廷尉進一卷記。中原信泰書之云云。是去月廿四日。於長門國赤間關海上。浮
八百四十餘艘兵船。平氏又艦向五百餘艘合戰。午時逆黨敗北。

一 先帝沒海底御

入海人々

二位尼上

門脇中納言教盛

平宰相教盛、先出家也、

小松少將有盛、

左馬頭行盛、

一生虜人々、

前内大臣、

平大納言時忠、

右衛門督清宗、

前内藏頭信基、被レ疵、

左中將時實、同レ上、

兵部少輔尹明、

内府子息六歳童形字副將丸

此外、

美濃前司則清、

民部大夫成良、

源大夫判官季貞、

攝津判官盛澄、

飛彈左衛門尉經景、

後藤内左衛門尉信康、

右馬允家村、

女房、

帥典侍、先帝御乳母、

大納言典侍重衡卿妻、
按察局奉ヒ抱ニ先帝難レ入レ水存命、

僧都全眞、

法眼能圓、

法眼行明熊野別當、
律師忠快、

爲宗分交名且如此。此外男女生取事追可注申。又内侍所神璽御坐寶劍紛失愚慮之所覃奉搜求之。

藤判官代跪御前讀申此記。因播守并俊兼筑前三郎等候其砌武衛則取之。自令卷持之給向鶴岡方令座給不能被發御詞柱立上棟等事終匠等賜祿漸令還營中給之後召使者合戰間事具被尋下之云云。

二六 梶原景時訴判官不義

廿一日甲戌梶原平三景時西國より一族を飛脚として書狀を奉る。そのおもむ

きはじめに合戦の事を申し終に判官の不義をうつたふ。其の詞にいはく、

西海御合戦の間吉瑞これ多し。御平安の事かねて神明の示す所さいはひ也。ゆゑはいかなれば先づ三月廿日に景時が郎從海田成光が夢想に淨衣の男立文をさげ来る。是石清水の御使也と覺えて披見するの處に平家未の日死すべしと載せたり。さめての後彼男相語る。よつて未の日は構へて勝負を決すべきの由存じ思ふの處にはたして旨のごとし。又やしまの戦場を責め落すの時御方の軍兵いくばくならず。しかるに數萬の勢まぼろしに出で現れて敵人にもみゆと云云。次に去々年長門の國合戦の時大龜ひとつ出できたる。はじめは海上にうかび後には陸にのぼる。よつて海人これをあやしみ參河守殿の御前に持參す。六人が力を以てなほ持ちわづらふの程なり。時に其の甲をはなつべきの由相議するの處にこれよりさきゆめのつげありたちまち思ひ合せて參河守殿制禁をくはへ給ひあまつさへ簡をつけてはなちつかはされ畢んぬ。しかるに平氏最後にのぞんで件の龜源氏御船の前に浮び出づ簡をもつてこれをしる。次に白鳩二羽船の屋形の上にひるがへり舞ふ。其

の時にあたつて平氏の宗との人々海底に入る。次に周防の國の合戦の時、白旗一ながれ、なかぞらに出現して、しばらく御方の軍士の眼前にまみえ、終に雲の脣にをさまり畢んぬ。

又曰、

判官殿、君の御代官として御家人等を副へつかはされ、合戦を遂げられ畢んぬ。しかるに、しきりに一身の功の由を存ぜらるゝといへども、ひとへに多勢の合力によるか。いはゆる多勢人ごとに判官殿を思はず、心ざし君をあふぎ奉る故に、同心の勳功をはげみをはんぬ。よつて平家をうちほろぼすの後、判官殿の形勢^{ありさまほとんど}殆日來の義に超過せり。士卒の存する所、みな薄氷を踏むがごとし。敢へて眞實和順の志なし。なかんづく景時御所の近士として、なまじひに嚴命のおもむきをうかゞひしるの間、つねにかの非據を見て、關東の御氣色にたがふべきかのよし諫め申すの處に、諷詞還つて身のあたとなる。やゝもすれば、刑をまねく者也。合戦無爲の今、祇候據所なし。早く御免を蒙りかへり參らむとほつすと云云。

◆雅意—我意の當

およそ、和田小太郎義盛と、梶原平三景時とは、侍別當なるによつて、今度御舍弟の兩將を西國につかはさるゝ時も、軍兵以下の奉行を仰せ付けられ、義盛をば參河守につけ、景時をば判官につけらるゝ處に、參河守はもとより佐殿の仰をそむき給はず、大小事を常胤義盛にしめしあはせ給ふ。判官は自身のおもんばかりをさしはさみ、かつて御意をまもり給はず、雅意にまかせて自由のはからひをいたさるゝ間、人のうらみをなす事、景時にかぎらすと也。(卷四)

廿一日。甲戌。梶原平三景時飛脚自鎮西參著差進親類獻上書狀申合戰次第終訴廷尉不義事其詞云、

西海御合戰間吉瑞多之御平安事兼神明之所示祥也所以者何先三月廿日景時郎從海太成光夢想淨衣男捧立文來是石清水御使覺披見之處平家未日可死載タリ覺之後彼男相語仍未日構可決勝負之由存思之處果而如旨又攻落屋嶋戰場之時御方軍兵不幾而數萬勢マボロシニ出現ハレテ敵人見云云次去々年長門國合戰之時大龜一出來始浮海上後ニハ昇陸仍海人淮之參河守殿前持參以六人力猶持煩之程也于時可放其甲之由相議之處先之有夢之告忽思合參河守殿加制禁剩付簡テ被放遣畢然

臨平氏最後、件龜再浮出于源氏御船前。以ヒ簡知レ之。次白鳩二羽、翻舞于船屋形上。當其時、平氏宗人、入海底。次周防國合戰之時、白旗一流、出現于中虛、暫見御方軍士眼前。終收雲膚畢。

又曰、

判官殿爲君御代官副遣御家人等、被遂合戰畢。而頻雖被存一身之功由偏依多勢之合力歟。謂多勢、每人不思判官殿志奉仰君之故、勵同心之勳功畢。仍討滅平家之後、判官殿形勢殆超過日來之儀士卒之所存、皆如踏薄冰、敢無真實和順之志。就中景時爲御所近士、慤伺知嚴命趣之間、每見彼非據可違。關東御氣色歟之由、諫申之處諷詞還爲身之驅動招刑者也。合戰無爲之今祇候無所據。早蒙御免、欲歸參云云。

凡和田小太郎義盛、與梶原平三景時者、侍別當所司也。仍被發遣舍弟兩將於西海之時、軍士等事、爲令奉行、被付義盛於參州、被付景時於廷尉之處、參州者、本自依不乖武衛之仰、大少事示合于常胤義盛等。廷尉者、挿自專之慮曾不守御旨、偏任雅意、致自由張行之間、人之成恨、不限景時云云。

二七 生虜入洛

△申の刻—午後四時
△淨衣—白き狩衣。多く神事に用ゐる
△八葉の車。ある牛車の星車。屋形八葉けたる牛車の車の紋屋形八つに形乘葉けたる大臣の公卿大臣の公卿の乗用車。右物見牛車の左右にある愈に牛車の左右に他部肩白しし上。△白絲綾の袖。△白絲綾の袖。△白絲綾の袖。

廿六日。己卯。今日前の内府以下のいけどり、めしによつてみやこに入る。法皇その體を御らんあらむため、ひそかに六條の坊城に御車を立て給ふ。申の刻におのく、入洛。前の内府、平大納言は立えぼしに、淨衣を着し、八葉の車の前後の簾をあげ、物見をひらいてのられたり。右衛門督清宗も、おなじく淨衣に立烏帽子にて、父の車のあとにのられたり。其の次に土肥二郎實平、黒絲緘のよろひを着して、車のさきにたつ。伊勢三郎能盛、肩白の赤緘のよろひを着し、おなじく車のあとにうつたり。其の外の勇士、車の前後に相かこんで、小路せばしとあゆませゆく。又美濃前司以下のともがら、おなじくこれに相具す。信基、時實はまずをかうむるによつて、わきみちをうつとなり。其の後みな判官の六條室町の亭に入る。今日すなはち罪状のさだめあつて、前の内府父子ならびに、家人等は死罪たるべきよし、明法博士章貞勧文をたてまつる。(卷四)

廿六日。己卯。今日内府已下生虜、依召可入洛之間、法皇爲御覽其體、密々

被立御車於六條坊城云云。申尅各入洛。前内府平大納言各駕八葉車、上前後簾、開物見云云。右衛門督乘父車後、各淨衣、立烏帽子。土肥二郎實平黒絲絨鎧在車前。伊勢三郎能盛肩白赤絨鎧、在同後。其外勇士相圍車。又美濃前司以下、同相具之。信基、時實等者、依被疵、用閑路云云。皆悉入廷尉六條室町第。同日則有罪狀定。前内府父子并家人等、可被處死罪之由、明法博士章貞進勘文云云。

二八 義經蒙勘氣

五月小

五日。丁亥。寶劍をたづね奉るべきよし、飛脚をもつて參河守範頼のもとに下知し給ふ。まづ當冬のころまでは、九州に逗留して諸事をさたししづめらるべしとなり。またつけおかれし御家人、たとひ所存にそむく事ありとも、わたくしに勘當をくはふべからず、はやく關東にうつたへ申さるべきなりとぞ。去年追討使として範頼義經二人の御舍弟、院宣をかうむられぬ。しかるに範頼は九州に入り、九州を管領すべし、義經は四國に入る間、四國の事をしはいすべきよし、兼日に

◇勘當—譴責する

◇兼日—前々から

の意。和歌の會の
意題も兼日の題の

定めらるゝ處に、義經今度壇浦にかつせんをとげ、後、九州の事までもうばうて沙汰せらる。又あひしたがふ東國の武士をば、少しのとが有るとも、かつて許す事なく、また佐殿へしさいを申す事もなく、たゞ雅意にまかせて、私の勘當をくはふるよし其の聞えあり。事すでに諸人のうれへとなる。其のとがなだめがたきによつて、さきに義經をば、御勘當をくはへられしよし仰せつかはさる。此の次でに、瀧谷庄司重國が、豊後の合戦に加摩田兵衛尉をうつたる事を神妙のよしかんじ仰せらる。今日、小山七郎朝光、西國よりかへる。(卷四)

五日。丁亥。爲可奉尋寶劍之以雜色爲飛脚下知參州。凡至于冬比、住九州、諸事可被沙汰鎮者且以其次瀧谷庄司重國、今度豊後合戦討加摩田兵衛尉、神妙之由被感仰遣。又所被付置于參州之御家人等事、縱乖所存者雖相交私不可加勘發可訴申關東之由云云。去年之比爲追討使二人舍弟、範頼、義經、蒙院宣訖爰參州入九國之間可管領九州之事、廷尉入四國之間又可支配其國事旨、兼日被定處、今度廷尉遂壇浦合戦之後、九國事悉以奪沙汰之所相從之東士事、雖爲小過不及免之、又不申子細於武衛只任雅意多加私勘發之由、有其聞辭已爲諸人愁科、又難被宥、仍廷尉蒙御氣色先畢云云。今日小山七郎

朝光自西海歸參。

二九 義經起請文

◇起誓文一神誓書に
誓立て此の蒙誓佛に
誓書も請ふ意を記し
誓文しらに

七日。己丑。源判官義經の使者龜井六郎京都より今日かまくらに參著して異心を存せざるよしの起請文をたてまつる。因播前司廣元申次たりとぞ。參河守は西國より連々飛脚を進じて子細を申す。事々わたくしのはかりごとき間、佐殿も御心ざしを通せられき。判官は、やゝもすれば、自身のはかりごとあり、今御氣色不快のよしをつたへき、始めて使を奉られしかば、いさゝか御許用はなくて、かへつて御腹立のもととなる。(卷四)

◇張行一「チャヤウ」と訓む。ウ
勝手氣儘の振舞

七日。己丑。源廷尉使者號龜井六郎自京都參著不存異心之由所被獻起請文也。因播前司廣元爲申次而參州者自西海連々進飛脚申子細於事無自由張行之間、武衛又被通懇志。廷尉者動有自專計。今傳聞氣色不快之由始及此儀之間、非御許容之限還爲御忿怒之基云云。

三〇 腰越狀

◇不義一人たる道に背くこと。惡逆

廿四日。戊午。源判官義經思ひのまゝに朝敵をたひらげ、あまつさへ前内府宗盛父子を相具して參上す。其の恩賞はかねてうたがはざる處に、日來不義あるよし御氣色をかうむり、かまくら中にだに入れられず、いたづらに腰越の宿に日をおくらるゝ間、愁鬱のあまりに、因播前司廣元について、一通の狀を奉らる。廣元これを御らんにそなふといへども、あへて分明の仰なし、追つて御左右あるべしとなり。其の狀にいはく、

左衛門少尉源義經おそれながら申上候意趣は、御代官其の一にえらまれ、勅宣のお使として、朝敵をかたぶけ、累代弓箭の藝をあらはし、會稽の恥辱をすぐぐ。抽賞をかうむるべきの處に、思ひの外虎口の讒言によつて、莫大の勳功を黙止さる。義經犯す事なうして咎を蒙る。功あつてあやましなしと雖ども、御勘氣を蒙るの間、空しく紅涙にしづむ。情事の意を案するに、良藥口に苦く、忠言耳に逆ふ先言也。これに因つて讒者の實否を糺されず、鎌倉中に入れられ

◇良藥云々人を苦しめ難は却つて人を苦しめ難

するを喻へたる
孔子曰良藥苦口利於病忠言逆於耳利於行
◇故亡父—源義朝

身體云云—孝
經身體髮膚受之父母
◇故頭殿—源義朝

ざるの間、素意を述ぶる事能はず、徒に數日を送る。此の時に當つて永く恩顧を拜し奉らざれば、骨肉同胞の儀既に空しきに似たり。宿運の極る所か、將又先世の業因を感するか。悲しいかな。此の條、故亡父の尊靈再誕し給はずんば、誰人が愚意の悲歎を申し開き、何れの輩か、哀憐を垂れむや。事新しき申状、述懐に似たりといへども、義經身體髮膚を父母にうけ、幾時節を経ず、故頭殿御他界の間、孤となり、母の懷の中に抱かれ、大和國宇多郡龍門の牧に赴きしより以來、一日片時も安堵の思ひに住せず、甲斐なき命を存ふと雖ども、京都の經廻難治の間、諸國に流行せしめ、身を在々所々にかくし、邊土遠國をすみかとして、土民百姓らに服仕せらる。しかれども辛慶たちまち純熟して、平家の一族追討のために、上洛せしむるの手合に木曾義仲を誅戮する後、平氏を責め傾ぶけむ爲に、或時は峩々たる巖石に駿馬に策ち、敵のために亡命をかへりみず、ある時は漫々たる大海に風波の難を凌ぎ、身を海底にしづめむ事をいたまず、かばねを鯨鯢の腮にかく。しかのみならず、甲冑を枕とし弓箭を業とす。本意は併しながら亡魂の憤を休め奉り、年來の宿望を遂げむと欲するの

牛王寶印—牛王寶印には如王
は如來、寶印—如來の梵字、寶印には如王
護とす
護とす
護とす

積善之餘慶—易
の文言の語
愁眉—愁ふる顔
つき。後漢書、五
行志の語

外他事なし、剩へ義經五位尉に補任せらるゝの條、當家の面目希代の重職なにごとかこれにしかむや。然りといへども、今愁ふかく歎切也。みづから自佛神の御たすけあらざるの外は、いかでか愁訴を達せむ。これによつて諸神諸社の牛王寶印の裏を以て、野心をさしさしまさざるの旨、日本國中大小の神祇の冥道を請じ驚かし奉り、數通の起請文を書き進らすと雖ども、猶以て御宥免なし。我國は神國也。神は非禮を受くべからず。憑む所他にあらず、偏に貴殿の廣大の御慈悲を仰ぐ。便宜を伺ひ、高聞に達せしめ、祕計をめぐらされ、あやまりなきの旨を優ぜられ、芳免にあづからば、積善の餘慶、家門に及ぼし、永く榮花を子孫につたへ、よつて年來の愁眉をひらき、一期のあんねいを得む事、愚詞をかきつくさず、併しながら省略せしめ候ひ畢んぬ。賢察を垂れられむ事を欲す。義經恐惶謹言

元暦二年五月日

左衛門少尉源義經

進上 因播前司殿 (卷四)

廿四日 戊午 源廷尉義經、如思平朝敵訖。剩相具前内府參上。其賞兼不疑之處、日來依有不義之聞、忽蒙御氣色不被入鎌倉中、於腰越驛、徒涉日之間、愁

鬱之餘付因播前司廣元奉一通款狀。廣元雖披覽之敢無分明仰追可有左右之由云云。彼書云、

左衛門少尉源義經乍恐申上候意趣者被選御代官其一爲勅宣之御使傾朝敵顯累代弓箭之藝雪會稽恥辱可被抽賞之處思外依虎口讒言被默止莫大之勳功。義經無犯而蒙咎有功雖無誤蒙御勘氣之間空沈紅淚ヲラク倩案事意良藥苦口忠言逆耳先言也。因茲不被糺讒者實否不被入鎌倉中之間不能述素意徒送數日當于此時永不奉拜恩顏骨肉同胞之儀既似空宿運之極處歟將又感先世之業因歟悲哉此條故亡父尊靈不再誕給者誰人申披愚意之悲歎何輩垂哀憐哉事新申狀雖似述懷義經受身體髮膚於父母不經幾時節故頭殿御他界之間成孤被抱母之懷中赴大和國宇多郡龍門之牧以來一日片時不住安堵之思雖存無甲斐之命京都之經廻難治之間令流行諸國隱身於在々所々爲栖邊土遠國被服仕土民百姓等然而幸慶忽純熟而爲平家一族追討令上洛之手合誅戮木曾義仲之後爲責傾平氏或時峨々巖石策駿馬不顧爲敵亡命或時漫々大海凌風波之難不痛沈身於海底懸骸於鯨鯢之腮加之爲甲冑於枕爲弓箭於業本意併奉休亡魂慎

欲遂年來宿望之外無他事剩義經補任五位尉之條當家之面目希代之重職何事加之哉雖然今愁深歎切自非佛神御助之外者爭達愁訴因茲以諸神諸社牛王寶印之裏不挿野心之旨奉請驚日本國中大小神祇冥道雖書進數通起請文猶以無御宥免我國神國也神不可稟非禮所憑非于他偏仰貴殿廣大之御慈悲伺便宜令達高聞被廻祕計被優無誤之旨預芳免者及積善之餘慶於家門永傳榮花於子孫仍開年來之愁眉得一期之安寧不書盡愚詞併令省略候畢欲被垂賢察義經恐惶謹言。

元暦二年五月日

進上 因播前司殿

三一 賴朝於簾中觀宗盛

六月大

七日戊午平内府宗盛公近日京都にかへらるゝ間以前本三位中將重衡下向の時の例になすらへ御たいめんあらむはいかゞと因播前司廣元に仰せ談じ給ふ。廣元うけたまはつて申上ぐるは今度の儀以前の例にはにるべからず君はす

◇ 軽骨 — 「キヤウコツ」と訓む。軽々しく粗忽なる事輕時代の職務なき武士の間候する所の西侍 — 鎌倉將軍

◇ 障子「サウジ」と訓む。障子「こゝなるは金障子」

でに四海のらんをしづめて、其の位はや二位に經あがり給ふ。彼はあやまつて朝敵となつて、くらゐなき囚人なり。たゞ今御對面候はゞ、輕骨のそしりをまねかるべしと、再三とゞめ申しあかば、つひに御たいめんなくて、とほく簾中よりそのていを御覽あり。諸人むらがりあつまりける。しばらくして、内府は淨衣にたてえぼしを着して、西侍の障子のほとりに出でられたり。北條殿むさしのかみ、するがのかみ、あしかゞのくわんじや、因播の前司、ちくごのgonのかみ、足立右馬允など、その座にならぶ。二位殿より、内府のもとへ、比企の藤四郎能員をもつて仰せらるゝは、賴朝御一門にたいして、させる宿意を存ぜずといへども、勅諭をうけ給はるによつて、追討使をさしつかはし候ふ所に、程なく邊土に招引したてまつる事、且はおそれまるらする所也。しかれども、是ひとへに弓馬の眉目にそなへむと存するゆゑなりと仰せ送り給ふ。能員、内府の前にひざまづいて、此の旨をのぶる。内府聞き給ひ、しばらく座をなほし、へつらうたる氣色にて、御返事に、あはれ露命をたすけ給はり候はゞ。はやく出家をとげ、ひたすらに佛道に入り候はむと申さるゝ。その口状しかも分明ならず。かなしいかな。此人

◇ 四代の孫 — 正盛
忠盛・清盛・重盛

將軍四代の孫として、武勇をうけ、相國第二の男なんとして、官祿心にまかせたれば、武勇において、なんぞ人にはかるべきや。官位においてなんぞ他におそるべきや。能員ほどの士に對して、禮義をつくさるゝ事こそをかしけれ。今の死罪を禮に優じてゆるさるべきかと、見る人つまはじきをせぬはなかりけり。(卷四)

七日。戊午。前内府、近日可歸洛可面謁歟之由被仰合因播前司。是本三位中將下向之時、對面給之故也。而廣元申云、今度儀不可似以前之例。君者鎮海內濫刑、其品已敍二品給。彼者過爲朝敵、無位囚人也。御對面之條、還可招輕骨之誘云云。仍被止其儀於簾中、覽其體。諸人群參。頃之前内府著淨衣立烏帽子。出于西侍障子之上。武藏守北條殿、駿河守、足利冠者、因播前司筑後權守、足立右馬允等候其砌。二品以比金四郎能員被仰云、於御一族、雖不存指宿意、依奉勅定、發追討使之處、輒奉招引邊土。且雖恐思給、尤欲備弓馬眉目。者能員蹲踞内府之前、述子細之處、内府動座、頻有詔訣之氣、被報申之趣、又不分明。只令救露命給者、遂出家求佛道之由云云。是爲將軍四代之孫、武勇稟家、爲相國第二之息、官祿任意。然者不可憚武威、不可恐官位。何對能員可有禮節哉。死罪更非可被優于禮歟。觀者指彈云云。

◇元暦二年八月十日文治と改元

三 堀河夜討

文治元年乙巳

十月大

九日。戊午。伊與の守義經を誅せらるべき事、内々御評定有りと雖ども、討手の事においては、人々辭退を申す處に・土佐房昌俊すゝんで御うけを申す間、二位殿御感あつて、下野の國中泉の庄をもつて、土佐房にたまはる。すでにうつ立つ時にいたつて、御前にまゐり、老母子共の下野の國にあるを、御憐愍有つて給はるべしと申し上ぐる。二位殿きこしめされ、なんぢが所存にまかすべしと、御けいやくあり。昌俊御前をたつて、第三上彌六家季、錦織の三郎、門眞の太郎、藍澤の二郎以下八十三騎のぐんせいを相具す。路次九ヶ日と定め給ふ。

十七日。丙寅。土佐房昌俊、先日、關東の御意によつて、水尾谷みさのやの十郎以下六十餘騎の軍士を率して、今日伊與の大夫判官義經の居給ふ六條室町の亭におしよせたり。義經の家人は、折ふし逍遙のために西河原にいでて、残り留まる勇士すく

◇逍遙一散歩

なしといへども、義經、佐藤四郎兵衛尉忠信ばかりを相具して、みづから門戸をひらきかけいでてたゞかひ給ふ。行家此の事を聞いて、うしろおもてよりをめいてかけつけ、前後よりもみ立てゝふせぎたゞかひける間、しばらくあつて昌俊いくさ利なうしてはいぼくす。義經の家人こゝかしこよりはせ來て、つひに昌俊をばからぬ取りける。其の後義經は仙洞に馳せ參つて無事の由を奏聞せられける。

(卷五)

九日。戊午。可誅伊豫守義經之事、日來被凝群議、而今被遣土佐房昌俊。此追討事、人々多以有辭退氣之處、昌俊進而申領狀之間、殊蒙御感仰。已及進發之期、參御前、老母并嬰兒等、有下野國可令加憐愍御之由、申之。二品殊被諾仰。仍賜下野國中泉庄云云。昌俊相具八十三騎軍勢、三上彌六家季昌俊弟錦織三郎、門眞太郎、藍澤二郎以下云云。行程可爲九箇日之由被定云云。

十七日。丙寅。土佐房昌俊、先日依含關東嚴命、相具水尾谷十郎已下六十餘騎軍士、襲伊豫大夫判官義經六條室町亭。于時豫州方壯士等、逍遙西河邊之間、所殘留之家人、雖不幾、相具佐藤四郎兵衛尉忠信等自開門戸懸出責戰、行家傳聞此事、自後面來加、相共防戰、仍小時昌俊退散、豫州家人等走散求之。

假字吾妻鏡

八〇

豫州則馳參仙洞奏無爲之由云云。

三 靜女舞曲

文治二年丙午

四月大

八日、乙卯、二位殿ならびに御臺所、鶴が岡の宮にまゐり給ふ。此の次をもつて、
静を回廊にめし出し、舞を御覽有るべしと、兼日におほせ出さるゝ處に、折ふし
病氣のよしを申しあぐる。身の不屑せうにおいては、とかう申しわくるにおよばすと
いへども、義經のおもひ人としてたちまちけちえん掲焉の砌にまゐるでう、はづかしく存
じ候ふとて、御ことわりを申し上ぐる。しかれども、かれは天下の名人なり、た
まく鎌倉に來て歸洛すでにちかづく處に、その藝を御覽なくしてかへされむ事
は、むげにのこり多き事なるべしと、御臺所しきりにすゝめたまふ間、又めし出
されて、是非大ばさつの冥感にそなへ奉るべきよしおほせ付けらる。靜うけたま
はつて、御意もだしがたく候へども、別してちかきころは中々歌舞の義は、手を

すて候ふよし、その座にのぞんでかたく辭退を申す。さればおほせ再三におよび
ける間、扇を取つてたつたりけり。此の時工藤祐經つゞみの役をうけ給はる。か
れはこれ、代々勇士の家にむまれて、弓馬の道をもとゝすといへども、一鷹上日らうじやうにち
の職をへて、管絃の道にもたづさはつたるによつて、此の役にえらまれける。島
山の二郎重忠銅拍子をうつ。靜まづ歌を吟じていはく、
吉野山、みねのしら雪、ふみ分けて、入りにし人の、跡ぞこひしき
又別に曲をうたうて後、和歌を吟す。其の歌に

しづやしづ、賤のをだ巻、くり返し、むかしを今に、なすよしもがな
かやうにうたひしかば、社壇もなりうごくばかりに、上下いづれも興をもよほし
ける處に、二位殿のたまふは、今八幡の寶前にて、我が藝をいたすに、もつとも
關東の萬歳まんせいをいはふべきに、人の聞きをもはゞからず、反逆ほんぎやくの義經をしたひ、別べち
の曲をうたふ事、はなはだもつて奇恠なりとて、御氣色きしきよくかはらせ給へば、御臺所
はきこしめし、あまりに御いかりをうつさせ給ふな。わが身においておもひあた
る事あり。君すでに流人るじんとならせ給うて、伊豆の國におはしましゝ頃、われらと

◆上日一當番 頭にて一藏人鎌倉幕府に當番の筆

銅拍子「ドビヤウシ」と訓む。

銚鉢(ニヤウハチ)の真鍮にて小さく作れる樂器、持つて左右の手に

歌歌吉野山 | 古今和集冬壬生忠峯の和

勢物語づやしづ一段、世二づ

に昔まきへのりしづ

に勢にまきへのりしづ

歌も集がな今よへの

りきの歌も集がな今よへの

室平政子所 | 賴朝の

假字吾妻鏡

八二

北條殿　北

の表卯の
服白、裏花がさ
青、四月

御ちぎりあさからすといへども、平家はんじやうの折ふしなれば、ちゝ北條殿も、
さすが時をおそれ給ひて、ひそかにこれをとゞめ給ふ。しかれば、なほ君に心を
かよはして、くらき夜すがら、ふる雨をだにいとはす、かゝぐるもすそも露ばか
りの隙より、君のおはします所にしのび入り候ひしが、其の後、君は石橋山の戰
場に赴かせ給ふ時、ひとり伊豆の山にのこりて、御命いかゞあらむことを、お
もひくらせば、日になに程か、夜にいく度か、たましひをけし候ひし。其のなげ
きにくらべ候へば、この靜が心もさぞあるらむとおもはれいたはしく候ふ。かれ
もし多年九郎殿に相なれしよしみをわすれ候ふほどならば、貞女のこゝろざしに
て有るべからず。この靜が舞の體てい、外には露ばかりの思ひをよせて、うちには霧
ふかきいきどほりをふくむ。もつとも、御あはれみ有つて、まげて御賞翫候へと
のたまへば、二位殿きこしめされ、ともに御涙をもよほしたる有様にて、御腹立
をやめられける。しばらくして、簾中より卯の花がさねの御衣を、靜にこそは下
されける。(卷六)

◇白雪——支那の古文歌の曲名。宋玉の古文歌に出づ。

◇梁塵一歌ふ聲の
事語きを譬へたる
に因る。漢の虞公の故
に劉向別錄藝文類
云はく、漢興者
きて以來、善
人虞公發レ
善ニ雅歌
聲者

次歌別物曲之後，又吟和歌云：

吉野山峯ノ白雪、フミ分ケテ、入りニシ人ノ跡ゾコヒシキ

誠是社壇之壯觀、梁塵殆可動。上下皆催興感。二品仰云、於八幡宮寶前施藝之時、尤可祝關東萬歲之處、不憚所聞食慕反逆義經歌別曲奇恠云云。御臺所被報申云、君爲流人坐豆州給之比、於吾雖有芳契、北條殿怖時宜、潛被引籠之、而猶和順君迷暗夜凌深雨、到君之所亦出石橋戰場給之時、獨殘留伊豆山不知。

哀、蓋動_ニ梁塵_ニ
◇憲清—秀郷の九世の孫。又名義清。
秀郷—千常
康清—憲清
◇法施—神佛に向ひて經を読み法文向を唱ふること

◇鶴頭—歌舞の衣服者に賜ふもの、頭上に戴きて拜すをなす。

云。小時押_{シバラタシテ}出於御衣_{ウノハナガサネ}重於簾中_{ノタマフト}被_レ鶴頭之云云。

三四 西行賴朝對面

八月小

十五日。己丑。二位殿鶴岡に參詣し給ふ。しかるに、老僧一人鳥居の邊にたゞすみたり。二位殿あやしくおぼしめして、梶原源太左衛門景秀をもつて、その名をとはせ給ふに、佐藤兵衛憲清出家し、西行と申す法師にて候ふと申す。二位殿聞しめされ、奉幣の後、御たいめんあつて、御こゝろしづかに和歌の事を談ぜらるべきよし、仰せつかはさる。西行うけ給り候ふと申して、みやめぐりをし、法施をたてまつる。二位殿は西行をめされむために、はやすく御かへり有りて、すなはち殿中にめさる。様々御雜談におよびけるが、まづ歌道弓馬の事を條々たづね給ふ處に、西行うけ給はつて、弓馬の事は、俗にて候ひしころ、家風をつぎ候ふと俊兼に仰せつけられ、夜もすがら其のこと葉をしるしおかげ給ふ。

十五日。己丑。二品御參詣鶴岡宮。而老僧一人徘徊鳥居邊恠之。以景季令問名字給之處。佐藤兵衛尉憲清法師也。今號西行。云云。仍奉幣以後心靜遂謁見。可談和歌事之由。被仰遺。西行令申承之由。廻宮寺奉法施。二品爲召。彼人早速還御。則招引營中及御芳談。此間就歌道竝弓馬事。條々有被尋仰事。西行申云。弓馬事者。在俗之當初。愁雖傳家風。保延三年八月遁世之時。秀郷朝臣以來。九代嫡家相承。兵法燒失。依爲罪業因。其事曾以不殘留心底。皆忘却了。詠歌者。對花月動感之折節。僅作卅一字許也。全不知奥旨。然者是彼無所欲報申云云。然而恩問不等閑之間。於弓馬事者。具以申之。即令俊兼記置其詞給。縛被專終夜云云。

◇憲清—大日本史
列傳に尊卑分脈に據りて義清とす
◆保延三年一古記百鍊鈔六年一古記

十六日。庚寅。午の刻に西行上人退出せらる。しきりにとめ給ふといへどもとゞまらず。二位殿御餞別として、銀作の猫をあたへ給ふ。上人これを拜領しながら、門外出で、其の邊にあそび居たる兒童にあたへられる。これ重源上人の約束をうけ、東大寺料として、砂金勧進のために、奥州におもむくついでに、鶴岡に巡禮せられしなり。奥州の秀衡入道は、上人の一族也。（卷六）

♦上人の一族
基衡秀衡

秀鄉千時清衡

千常義清

三五 義經奥州下向

文治三年丁未

二月小

♦山臥一修驗者
奥州の秀衡入道をたのまむがために、男女並におもひ人を山臥ちごわらはに出で

たゞせ、伊勢美濃路をへて、奥州にいかれけるとぞ。（卷七）

十日。壬午。前伊豫守義顯日來隱住所々度々遁追捕使害訖遂經伊勢美濃等國赴奥州。是依恃陸奥守秀衡入道權勢也。相眞妻室男女皆假姿於山臥并兒童等云云。

三月小

五日。丁未。伊豫守義顯義經なり奥州に居たまふ事、秀衡入道がかくしおく事、諸人の申狀たがはざる間、めしたづね申すべきむね、先日京都に申したまひしが、此事すでに京都にても御さたにおよぶよし、右兵衛の督能保のもとより申しきたる。

五日。丁未。豫州義顯在陸奥國事爲秀衡入道結構之由、諸人申狀符合之間、嚴密可被召尋之旨、先度被申京都訖、仍及御沙汰之由、右武衛能保被申之云云。

三六 藤原秀衡卒去

十月大

廿九日。丙申。今日秀衡入道平泉の館にて死去したり。日來はや重病をうけたる

によつて、すでに最後の時にいたつて、伊豫守殿義經を大將軍とあふざまるらせて、奥州の成敗を取さたすべしと、息男泰衡已下のもの共に遺言せしとぞ。（卷七）

廿九日。丙申。今日秀衡入道於陸奥國平泉館率去。日來重病依急。其期以前伊豫守義顯爲大將軍可令國務之由。令遺言男泰衡以下云云。

三七 千手前死去

文治四年戊申

四月小

廿五日。辛卯。あかつき千壽前死したり。今年廿四歳なりとぞ。そのむまれつきはなはだおんびんにして、其の心いとやさしくなごやかなれば、きく人をしますといふ事なし。前中將重衡朝臣みやこにのぼり給ひて後は、あけくれこひかなしみ、かひもなぎさにおきつなみ、よするかたなく思ひつもりて、なげかれけるが、はたしてやまひとはなりつると人もいひあへり。（卷八）

廿五日。辛卯。今曉千手前卒去。年廿四。其性太穏便。人々所惜也。前左三位

中將重衡參向之時不慮相馴。彼上洛之後戀慕之。朝夕不休。憶念之所積。若爲發病之因歟之由。人疑之云云。

三八 賴朝大内修理御請文

文治五年己酉

三月大

十三日。乙卯。去ぬる十一月の院宣の御うけぶみをとゝのへ給ふ。

二月十七日の御教書、三月十一日に到來す。兩條のおほせをひざまづてうけたまはり候ひをはんぬ。

一 大内の殿舎門廻廊及び築垣ついがきの事

右明年正月以前に修造せしむべきのよし、頭の辨の奉書拜見し給ひ候ひをはんぬ。此の御時もつとも御沙汰あるべく候ふ。先例の符案にまかせ、所課の諸國におほせ、其の勤をいたさるべく候也。然れば賴朝が知行八ヶ國の分は別紙に注し載せ下し預るべく候ふ。閑院の御修理といひ、六條殿の經營といひ、連々の

勤仕にては候へども、其の事を勤めて候へばとて、此の事をば更に辭退の思なく候ふ。朝家の御大事といひ、御所中の雜事といひ、何ヶ度候ふといふとも、賴朝こそ勤仕すべき事にて候へば、愚力の及び候はむほどは、奔走せしむべく候ふ。但し諸國日を逐つて、庄園は増加仕り候ふ。國領は減少候へば、受領の力も、みな察せられ候へ。定めて計略ながらむか。もつとも以て不便に思ひ給へ候へ。然れども、賴朝が知行の國々は、たとひ然ることき仰せにても、全く善惡をかへりみるべからず候ふ。方々の公事は堪に隨つて相營み候也。（中略）およそ御定の趣皆以てかくのごとく沙汰を致し候者也。此の旨を以て披露せしめ給はるべく候也。賴朝恐惶謹言。

三月十三日

賴朝 請文（卷九）

◇御教書一院より
下さられる宣旨

十三日。乙卯快晴。被整去十一日。院宣御請文云云。
二月十七日御教書三月十一日到來兩條之仰跪以承候畢。

一 大内殿舍門廻廊及築垣事

右明年正月以前可令修造之由頭辨奉書拜見給候畢。此御時尤可有御沙汰

候。任先例之符案、仰所課之諸國、可被致其勤候也。然者賴朝知行八箇國之分、注載別紙可下預候。云閑院御修理、云六條殿經營、連々勤仕にては候へども、其事を勤めて候へばとて、此事をば更無辭退之思候。云朝家御大事、云御所中雜事、雖何箇度候、賴朝こそは可勤仕事にて候へば、愚力の及候はむ程は、可令奔走候。但諸國逐日庄園者增加仕候、國領者減少候へば、受領之力も、皆被察候。定無計略歟。尤以不便思給候。然而賴朝知行國々は縱然仰せにても、全不可顧善惡候。方々之公事隨堪相營候也。（中略）凡御定之趣皆以如此致沙汰候者也。以此旨可令披露給候也。賴朝恐惶謹言。

三月十三日

賴朝 請文

三九 義經自殺

閏四月大

卅日。己未。伊豫の守義顯義經は、民部少輔基成が衣川の館に居給ひしを、泰衡國中の勢數百騎を引率して、衣川の館におしよする。伊豫守の郎等ども、かれこれふせぎたゝかふといへども、多勢に無勢、かなはずして、ことごく敗北した

り。伊豫守ちからおよばず、持佛堂にはしり入りて、廿二歳の女房と、今年四歳のむすめとをさしころして、自害をし給ひけるとぞ。

前伊豫守從五位下源朝臣義經 義行又義顯とあらたむ。年三十一 右馬頭義朝朝臣の六男、母は九條院の雜仕常盤なり。壽永三年八月六日に左衛門少尉に任ぜられ、使の宣旨をうけたまはる。九月十八日敍留す。十月十一日に拜賀六位の尉時に畏を申さず すなはち院内の昇殿をゆるさる。廿五日に大嘗會御はらへの行事に供奉す。元暦元年八月廿六日平家追討使の官符を下さる。二年四月廿五日に内侍所を西海より京都に入れたてまつり、朝所に入れ給ふ時、同供奉に候す。廿七日に院の御厩司に輔せらる。八月十四日に伊豫守 使はもとのことし 文治元年十一月十八日に解官。(卷九)

冊日。己未。今日於陸奥國泰衡襲源豫州。是且任勅定、且依二品仰也。豫州在民部少輔基成朝臣衣河館。泰衡從兵數百騎馳至其所、合戰豫州家人等雖相防、悉以敗績。豫州入持佛堂、先害妻廿二子、女子四歲次自殺云云。

前伊豫守從五位下源朝臣義經 改義行又義顯、年卅一 右馬頭義朝朝臣六男、

母九條院雜仕常盤壽永三年八月六日任左衛門少尉蒙使宣旨、九月十八日敍留、十月十一日拜賀。六位尉時不レ申レ畏則聽院内昇殿、廿五日供奉大嘗會御禊行幸。元暦元年八月廿六日賜平氏追討使官符。二年四月廿五日賢所自西海還宮、入御朝所間供奉。廿七日補院御厩司。八月十四日任伊豫守。使如レ元文治元年十一月十八日解官。

四〇 義經首持參

六月大

十三日。辛丑。泰衡が使者新田冠者高平伊豫守義經首を腰越の浦にちさんし、事のよしを言上す。まづじつけんのために、和田太郎義盛、梶原平三景時をかの所につかはさる。おのくよろひひたゝれを着し、郎從二十騎を引具したり。かの首をば黒漆のひつにいれ、酒にひたして、高平が下部二人してこれをになふ。まことにむかしは蘇公みづからかてをになひ、今の高平は人にくびをになはしむ。あれ時かなと、見る人まなこをうるほし、きく人みゝをおどろかしける。(卷九)

十三日。辛丑。泰衡使者新田冠者高平持參豫州首於腰越浦、言上事由。仍

◇敍留 位を昇敍
して、官は原官に
留まるここと
◇畏を申す 謝辭
を申すこと
◇朝所 一「アイタ
ンドコロ」と訓む。
の太政官廳中の官舍

爲加實檢遣和田太郎義盛梶原平三景時等於彼所。各著甲直垂相具甲胄。郎從二十騎。幟首納黑漆櫃。浸美酒。高平僕從二人荷擔之。昔蘇公者。自擔其餚。今高平者。令人荷彼首。觀者皆拭雙淚。濕兩衫云云。

四一 白旗新調

七月小

八日。丙寅。千葉の介常胤新調のはたをたてまつる。其のだけ入道將軍のよりよし時の御はたの寸法にまかせ、一丈一尺二幅なり。またしらいとのぬひものあり。上のかたに伊勢太神宮、八まん大ぼさつ、下に鳩二羽相對すをぬひつけたり。そもそも、勇士おほき中に、千葉の介に此はたをおほせつけらるゝいはれは、去ぬる治承四年に、常胤軍勢をしたがへ御陣所にまるるの後、諸國ことごとく歸服したてまつる。其の佳例とおぼしめすによつてなり。小山兵衛尉朝政御旗絹をたてまつる。これは、先祖の將軍たやすく朝敵をほろぼしたるがゆゑなり。御旗をば三浦の介義澄を御つかひとして、鶴岡の別當坊につかはされ、宮寺にて七ヶ日の加持をいたすべきよしおほせつけらる。また下河邊の庄司行平、おほせによつて御

◆笠じるし
あつて隊の辨別中
爲にさきにあつて隊の辨別中
のもの。さきにあつて隊の辨別中
とくして家庭兜のもの。さきにあつて隊の辨別中
ふるある紋ごとくのもの。さきにあつて隊の辨別中
ぬ袖。又染色する

鎧をとゝのへたてまつる。今日持參して櫃のふたをあけ御前にさしおく。紺地のにしきの御よろひに、上下のひたゝれを相そへたり。御覽あるに、胄のうしろに笠じるしをつけたり。二位殿行平をめして、此ふだをば袖につくること、よのつなねのならひなるに、よろひのうしろにつくる條、いかなる事ぞと問ひ給ふ。行平うけ給はつて、是わが先祖秀郷朝臣の佳例なり。そのうへ兵の本意は、さきがけにて候ふべし。先がけにすゝむ時、敵は名のるをもつて其の仁をしる。わが家には、うしろより此ふだを見て、かならず先登のよしをしるものにて候ふなり。ただし、御袖につけさせ給ふべくや。これはまづわが家の故實にて候ふと申さる。二位殿はなはだかんじ給ふ。(卷九)

八日。丙寅。千葉介常胤獻新調御旗。其長任入道將軍家頼義御旗寸法。一丈二尺二幅也。又有白絲縫物。上方伊勢大神宮八幡大菩薩云云。下縫鳩二羽。相對云云。是爲奥州追討也。治承四年。常胤率軍勢參向之後。諸國奉歸依。其佳例今度御旗事別以被仰之。絹者小山兵衛尉朝政進之。先祖將軍亡朝敵之故。此御旗以三浦介義澄爲御使。被遣鶴岡別當坊。於宮寺七箇日可令加持

之山被仰云云。又下河邊庄司行平依仰調獻御甲。今日持參之。開櫃蓋置御前。相副紺地錦御甲直垂上下。御覽之處。胄後付笠標。仰曰。此簡付袖爲尋常儀歟。如何者。行平申云。是曩祖秀鄉朝臣佳例也。其上兵本意者先登也。進先登之時。敵者以名謁知其仁。吾家自後見此簡可必知其先登之山者也。但可令付袖給否。可在御意。調進如此物之時。用家樣者故實也。云云。于時蒙御感。

四二 賴朝發向

時巳の刻午前十

十九日。丁丑。巳の刻に、二位殿、奥州の泰衡御せいばつのために、鎌倉を門出し給ふ。此の時梶原景時來て、城の四郎長茂が事は、無雙の勇士たりといへども囚人として隱籠す。此のたびめしぐせられてくるまじと申し上ぐる。二位殿きこしめされ、もつともしかるべしと同じ給ふ。景時よろこんで、長茂に相ふれたり。長茂喜悅のまゆをひらき兵具を帶して、御ともにまるる。たゞし囚人のぶんとして、旗をさゝむは、そのおそれあり、御はたをたまはるべしと申し上ぐる。しかれども二位殿より、くるしかるまじとの御ゆるしによつて、わたくしの

はたをもつ。此の時長茂傍輩にむかつて、われく此のとき、家のはたを御ゆるさるゝは、何よりもつての面目なり。其のゆゑはいかなれば、君の前後に立ちふさがつて、御ともに参らむ時、此のはたを見ば、さだめてこゝかしこにかくれ居たる郎従ども来て、それがしにしたがふべしとぞかたりける。さて、御進發の次第あり。まづ先陣なれば畠山二郎重忠、その次は匹夫八十人、御駕のまへにあり。五十人は別に征矢三腰をになひたり。雨がはにてこれをつゝむ。三十人は鋤鍬をもつ。次に御引馬三疋。次に重忠が郎従五騎、所謂、長野三郎重清、大串小二郎、本多二郎、榛澤六郎、柏原太郎なり。鎌倉御出の勢すべて一千騎、鎌倉より御とともに人々の次第(人名略)。(卷九)

十九日。丁丑。巳刻。二品爲征伐奥州泰衡、發向給。此刻景時申云、城四郎長茂者、無雙勇士也。雖囚人、此時被召具、有何事哉云云。尤可然之由被仰。仍相觸其趣於長茂。長茂成喜悅、候御共。但爲因人差旗之條、有其恐可給御旗之由申之。而依仰用私旗訖。于時長茂談傍輩云、見此旗、逃亡郎従等可來從云云。御進發儀、先陣畠山次郎重忠也。先疋夫八十人、在御前、五十人別荷征箭三腰。以雨

皮裏三十人令持鋤鉄。次引馬三疋。次重忠、次從軍五騎。所謂長野三郎重清
大串小次郎、本田次郎、榛澤六郎、柏原太郎等是也。凡鎌倉出御勢一千騎也。(下略)

◇能因法師がいにしへをおもひいださるかと問
の風故ぞにたちをばいに
事ふくに因白しる河かばれいに
のど霞秋とに

廿九日。丁亥。白河の關をこえ給ひ、關の明神に御奉幣あり。こゝにて景季をめ
して、今までに秋のはじめなり、能因法師がいにしへをおもひいださるかと問
ひ給へば、景季馬をひかへて、

秋風に、草木の露を、はらはせて、君がこゆれば、關守もなし(卷九)

廿九日。丁亥。越白河關給。關明神御奉幣。此間召景季當時初秋也。能因法
師古風、不思出哉。之由被仰出。景季扣馬詠一首。

秋風ニ、草木ノ露ヲ拂ハセテ、君ガ越ユレバ、關守モ無シ。

四四 賴朝奥州着

八月大

七日。甲午。二位殿すでに奥州伊達郡阿津賀志山の、國見澤につき當ふ。今宵半
更におよんで雷鳴御旅宿をおどろかす。上下これにおどろきあへり。泰衡は、か
ねて二位殿のむかひたまふよしを聞きてければ、阿津賀志山に城廓をかまへ、要
害をかたくし、國見の宿と、阿津賀志山の間に、にはかに口五丈のほりをほらせ、
逢隈河のながれをせき入れ柵さがらみをひかせ、此所をば泰衡がをちの西木戸太郎國衡が
大將にて、金剛別當秀綱、その子下須房太郎秀方、かれこれ以上二萬餘騎にて固
めたり。およそ三里が間の山中すべて人ならずといふ所なし。それのみならず、
刈田郡かりたこおりに城廓をかまへ、名取廣瀬の兩河に、大繩のしがらみを引いて、泰衡は國
分原鞭楯はらに陣をとる。栗原、三迫、黒岩口、一野邊には、郎従若九郎大夫、余平
六を大將として、數千の勇士をさしおきたり。又出羽の國には、田河太郎行文、
秋田の三郎致文さねぶんをさしつかはし、かの國を守護させたり。

かくて二位殿の御方には、夜に入りければ、明るあかつき泰衡が先陣をせめやぶ
るべきよし、老功のもの共に仰せあはさる。これによつて、畠山重忠がめしつれた
る匹夫八十人におほせて、用意の鋤鉄さきはをもつて、土石をはこばせ、かの堀をうづ

むべきにぞきはまりける。是はすでにかの時刻におよばむに、人馬のわづらひな
き様にとの御思慮なりとぞきこえける。小山の七郎朝光は、ひそかに御寢所の邊
を近習に参れとの仰によつて伺候せしなり。しのび出で、兄の朝政が兵をしたがへ、阿津
賀志山におもむきける。これはひとへに先陣を心がけたるによつてなり。(卷九)

七日。甲午。二品著御于陸奥國伊達郡阿津賀志山邊國見澤。而及半更雷
鳴。御旅館有霹靂。上下成恐怖之思云云。泰衡日來聞二品發向給事於阿津賀
志山築城壁。固要害。國見宿與彼山之中間俄構口五丈堀。堰入逢隈河流柵。以
異母兄西木戸太郎國衡爲大將軍。著金剛別當秀綱。其子下須房太郎秀方已
下二萬騎軍兵。凡山内三里之間。健士充滿。加之於刈田郡。又構城郭。名取廣瀬
兩河引大繩柵。泰衡者陳于國分原鞭桶。亦栗原三迫。黑岩口。一野邊。以若九郎
大夫余平六已下郎從爲大將軍。差置數千勇士。又遣田河太郎行文。秋田三郎
致文。警固出羽國云云。入夜明曉可攻擊泰衡先陣之由。二品内々被仰合于老
軍等。仍重忠召所相具之疋夫八十人。以用意鋤鉗。令運土石塞件堀。敢不可有。
人馬之煩思慮已通神歟。小山七郎朝光退御寢所邊。依レ爲近習候。相具兄朝
政之郎從等到于阿津賀志山。依懸意於先登也。

四五 阿津賀志山合戰

卯刻一午前六時

十日。丁酉。卯の刻に二位殿すに阿津賀志山をこえ給ふ。大軍木戸口にせめよ
せて、あるひは太刀長刀のきつきをそろへ、あるひは大弓のはこをならべて、
息をもつかせめ立てけれども、城中新手をかへてふせぎける間、いつおつべし
とは見えざりつる處に、重忠、朝政、朝光、義盛、行平、成廣、義澄、義連、景
廉、清近など命を塵芥よりもかるくし、名を金鐵よりもおもくして、天下の大
事なに事かこれにしかむと、きつきに血をそゝぎ、つばもとより火焰をいだし、
曳や聲をあげてせめたゝかふ。其のけぶり山間をくらうし、矢さけびの音、郷
村にひゞく。こゝに小山七郎朝光ならびに宇都宮左衛門尉朝綱が郎從、紀の權守
波賀の次郎大友以下七人、ひそかに去ぬる夜より安藤次を案内者として、面々に
よろひをぬいで馬におほせ、御館の邊をしおび出て、伊達の郡藤田の宿より會津
のかたにむかひ、土湯の嵩、鳥取越をこえ、大木戸の上、國衡が後陣の山にかけ
のぼり、闘をつくり、たてのいたをたゞいてさんぐに射たりける。城中これに

さうどうして、すはやからめてより敵のせめ来るは、後れて前後をさへざらるな、ものどもとて、大將國衡をはじめて、諸卒みな城中をにげ出でけるほどに、比しも東方すでにあけて、秋の山上影くらく、朝の露水あとなめらかにして、兩方のはたの色わからちがたかりける間、國衡が郎從風に木の葉のちるがごとし。其の中に金剛別當秀綱が子に、下須房かずぼうの太郎秀方とて、今年十三になりける若武者たゞ一騎、黒鯨くろわいの額白の馬にのつて、あますまじとてはしり出でたる、其の氣色あたかも鬼神のごとくなり。工藤小次郎行光、これを見て、はせならべてくまむとする處に、工藤が郎等藤五の男なんあひへだたつて、秀方にわたしあふ。その名を名のれとせめけれども、つひに名をば名のらねども、一人のこりとゞまつて、いさぎよくかつせんする條、よのつねの者に有るべからず、幼稚なりとて、たすべからずとて、つひにこれをも討ちとりけり。此の時小山七郎朝光も金剛別當を討ち取りける。其の後、落ちちりたる軍勢共、泰衡が陣までにげ來つて、阿津賀志山合戦すでに敗北のよしをつぐる。泰衡是を聞いて、大きにぎやうてんして、すぐに奥の方ににげおもむく。此の節、國衡もちくtenしたり。一位殿、いよ／＼に

ぐるをおはせ給ふ。御供の軍勢の中に和田小太郎義盛ばかり先陣にかけぬけ、暮におよんで、芝田の郡大高宮の邊にいたる。國衡は、なほ出羽道をへて、大關山をこえむと心ざして、大高宮の前なる田の畠たのたねをはせすぎけるを、義盛おつゝいて、きたなくも敵にうしろを見せらるゝものかな。引かへし御しようぶ候へかしと、高聲こうじやうにはぢしめければ、國衡是を聞きて、かへすにかたき事かとて、名乗つて馬を返しける。義盛と、國衡とたがひに弓手にあひあうて、國衡は十四束の矢をはさむ。義盛は十三束三つぶせ、よつ引いてひようとはなつ。その矢、國衡がいまだ弓をひかざる以前に、よろひの射むけの袖をとほし、かいなにあたつて立ちけるほどに、なじかはもつてたまるべき、一鞭べんをそへて引きけるを、義盛思慮をめぐらしこれより此の手の大將ごさんなれ、うちもらしてはかなはじと、二の矢をつがうて、おつけくる處に、畠山二郎重忠大軍をひきゐてはせ来る。重忠が郎等大串二郎、國衡に行きあうたり。國衡は奥州第一の名馬九十、高楯黒とて、ふとくたくましきにのつたりけり。此の馬は、毎日かららず三ヶ度づつ平泉の高山にかけのぼるといへども、あせをだに下さざるほどの名馬にてありけるが、國

◇鳥合のともがら
一寄合勢、鳥が集
まりたるごとく統一
するところ

衡、義盛が二の矢と、重忠が大勢とにおそれて、深田にすんどうち入りける間、數度むちをそへてあふるといへども、あへて陸に上ることなし。大串これに利を得て、相がゝりにかゝつて、やがて首をば取つてけり。また根無藤へは、泰衡が郎従金十郎勾當八、赤田の次郎が大將にて、城廓をかまへける間、三澤安藤四郎、飯富源内以下なほおつかけてせめたゝかふ。されども敵軍大ぜいにて、いつ落つべしとも見えざりけるが、鳥合のともがらをかりあつめて、根無藤と四方坂との間にて、かけひき七ヶ度におよびける。されども金十郎討死しければ、餘人もことぐく敗北して、勾當八赤田次郎以下、いけどり卅人におよびける。是ひとへに三澤安藤四郎がはかりごとによつてなり。(卷九)

十日。丁酉。卯刻二品已越阿津賀志山給。大軍攻近于木戸口、建戈傳箭。然而國衡輒難敗傾。重忠朝政、朝光、義盛、行平、成廣、義澄、義連、景廉、清近等、振武威奔身命。其鬪戰之聲響山谷、動鄉村。爰去夜小山七郎朝光、竝宇都宮左衛門尉朝經郎従、紀權守、波賀次郎大友已下七人以安藤次爲山案内者、面々負甲疋馬、密々出御館、自伊達郡藤田宿向會津の方、越于土湯之嵩、鳥取越等攀登于

大木戸上國衡後陣之山、發時聲飛箭。此間城中大騒動、稱搦手襲來由。國衡已下邊將、無益于構塞、失力于廻謀、忽以逃亡。于時雖天曙、被霧隔。秋山影暗、朝路跡滑、不分兩方之間。國衡郎従等漏網之魚類多之。其中金剛別當子息下須房太郎秀方年十三、殘留防戰。駕黒駿馬額白鬃、陣其氣色揭焉也。工藤小次郎行光、欲馳竝之。魁行光郎従藤五男相隔而取合于秀方、此見顏色幼稚也。雖問姓名、敢不發詞。然而一人留之條、稱有子細誅之畢。強力之甚、不似若少。相爭之處對揚良久云云。又小山七郎朝光討金剛別當。其後退散歩兵等、馳向于泰衡陣。阿津賀志山陣、大敗之由告之。泰衡周章、失度逃亡、赴奥方。國衡亦逐電。二品令追其後給扈從軍士之中、和田小太郎義盛、馳拔于先陣、及昏黑到于芝田郡大高宮邊。西木戸太郎國衡者、經出羽道、欲越大關山。而今馳過彼宮前路右手田畔。義盛追懸之、稱可返合之山。國衡令名謁廻駕之間、互相逢于弓手。國衡挾十四束箭、義盛飛十三束箭。其矢國衡未引弓前、射融國衡之甲射向袖中、脰之間、國衡者痛疵開退。義盛者又依射殊大將軍廻思慮、構二箭、相開。于時重忠率大軍門客大串次郎相逢國衡。國衡所駕之馬者、奥州第一駿馬九十號高橋黒也。大肥滿國衡駕之、毎日必三箇度、雖馳登平泉高山、不降汗之馬也。而國衡怖義

盛之二箭、驚重忠之大軍、閣道路打^ハ入深田之間、雖加數度鞭馬、敢不能上陸。大串等於得理、梶首大遜也。亦泰衡郎從等以金十郎、勾當八赤田次郎爲大將軍、根無藤邊構城郭之間、三澤安藤四郎、飯富源内已下猶追奔攻戰、凶徒更無雌伏之氣彌結。鳥合之群、於根無藤與四方坂之中間兩方進退及七箇度。然金十郎討亡之後、皆敗績、勾當八赤田次郎已下生虜卅人也。此所合戰無爲者、偏三澤安藤四郎兵略者也。

四六 昌山重忠不伐功

十一日、戊戌、今日は二位殿船泊の宿に逗留し給ふ。重忠御前にまるつて、國衡が首をたてまつる。二位殿はなはだ感じ給ふ。義盛これを聞きて、同じく御前に推參して、國衡はまさしく義盛が矢にあたつてうたれたるにて候ふ。重忠が功にて候ふべからず、と氣色をかへて申しあぐる。重忠聞きてあざわらひ、義盛の申状いつはりにて候ふべし。其のゆゑいかんとなれば、重忠はすでに首をもつて参上す。これ目前のしようこにあらずや。義盛のしようことせらるゝは、そも何に

て候ふやといへば、義盛聞きて、いやとよ、くびの事は貴殿のためしようこなきにしも有るべからず。たゞし國衡がよろひはもつともはぎとられ候ふべし。めし出して、かのよろひを御覽ぜられ候へ。大高宮の田の中にて、國衡とそれがしたがひに弓手に相あうて、それがしがはなつ矢、國衡がよろひのいむけの袖二三枚のほどにあたりたりとおぼえ候ふ。よろひはまさしくくれなるにて、馬はくろ毛にて候ひし。此の條々若し相違つかまつるにおいては、重忠が功名においてうたがふ處あるべからずと、理をせめて申しければ、くだんのよろひをめし出さるゝに、まづくれなるのをどしなり。いよ／＼御前おまえちかくめされて、絲を引のけ見給ふに、射向の袖より三枚うしろのかたに射とほしたる矢のあとあり。二位殿これを御覽有つて、重忠は國衡にむかつて矢をばはなたざるか、とたづねたまふ。重忠うけ給はつて、矢をばはなたざるよしを申しあぐる。其の後は是非の御ことばもなかりけり、これはかの矢のあとあり／＼と見えける間、義盛が矢のあとうたがひなしとおぼしめしけるによつてなり。義盛が申狀は、始終ひとつも相違なくて、よろづ符わらふをあはせたるがごとし。重忠は、そのむまれつきいさぎよくし

て、よろづについていつはる事なし。今度の儀においてはなほもつてよこしまをおもはず、かつせんの時も、重忠はしりへにひかへて郎従共を先にたて、勝負をけつしける間に、國衡が矢にあたつてにげたるをば、露ばかりもしらすして、ただ大串がかの首をもち来て、重忠にあたへたるを、すぐに實檢に入れけるなり。もつとも義理にそむかぬ處ならずや。（卷九）

十一日 戊戌 今日二品逗留船迫宿給於此所重忠獻國衡頸太蒙御感仰之處義盛參進御前申云國衡中義盛箭亡命之間非重忠之功云云重忠頗笑申云義盛口狀可謂髣髴令誅之支證何事重忠獲頸持參之上無所疑歟云云義盛申云頸事者勿論但國衡甲者定被剝取歟召出彼可被決實否其故者於大高宮前田中義盛與國衡互相逢于弓手義盛之所射箭中于國衡訖其箭孔者甲射向之袖二三枚之程定有之歟甲毛者紅也馬黑毛也云云因茲被召出件甲之處先紅緘也召寄御前覽之射向袖三枚取寄後方射融之跡掲焉也殆如通鑑于時仰曰對國衡重忠不發矢乎者重忠申不發矢之由其後付是是非無御旨是件箭跡異他之間非重忠之箭者義盛矢之條勿論也凡義盛申詞始終符合敢無一失但重忠其性稟清潔以無詐偽爲本意者也於今度儀者殊不存

奸曲歟彼時郎從爲先重忠在後國衡兼中箭事一切不知之只大串持來彼頸與重忠之間存討獲之由不乖物儀歟

四七 梶原景高詠歌

廿一日 戊申 雨風はげし。二位殿は今日泰衡が跡をおつて、岩井の郡平泉にむかひ給ふ。かかる處に、泰衡が郎従ども、栗原三迫にやうがいをかまへ、鎌をそろへてさゝへ申す。しかりといへども、鎌倉の大勢事ともせず、身命をすてゝせめ入りける間、さゝへのつはもの、利をうしなうて、若次郎は三浦の介がために誅せられ、同九郎大夫は、所六郎朝光がためにうたれてけり。此のほか末々の郎従等にいたるまで、ことく誅伐せられ、殘る者共わづか三十人ばかり、一人ものこらすいどられけり。それより、二位殿は松山道をへて、津久毛橋にいたらせてたまふ。こゝにて、梶原平次景高一首の和歌を詠するよし申しあぐる。

みちのくの、勢は御方に、つくもばし、わたしてかけむ、泰衡がくび
二位殿きこしめして、もつとも祝言たるよしかんじたまふ。泰衡ははふくのて

◇ 崑玉—崑崙山の玉の簡稱。世に罕の不意。呂氏春秋の玉、人、罕の爲。又江漢の愛珠、崑崙山の玉、人、罕の爲。片林之天、第一枝、崑崙山の玉、人、罕の爲。學書、邵對、對策、曰、崑崙山の玉、人、罕の爲。

いにてにげまよひけるが、おのれが平泉の館の門前を通る時も、暫時の逗留かなはずして、ひそかに家の子若黨ばかりをつかはして、館の内の高屋寶藏に火をかけさせけるほどに、杏梁桂柱のかまへ、たちまち三代のあとをうしなひ、麗金崑玉のたくはへ、むなしく一時の灰塵となる。されば、天道たゞしきを愛して是にむくゆるにをさくしきをもつてし、侈れるをにくんで是にむくゆるに滅をもつてす。まことに人としてこれをつゝしまざらむや。(卷九)

廿一日。戊申。甚雨暴風。追泰衡令向岩井郡平泉給。而泰衡郎從於栗原三迫等構要害。雖礪鎌攻戰、強盛間奉防失利。爲宗之者、若次郎者、爲三浦介被誅。同九郎大夫者所六郎朝光獲之。此外郎從悉以誅戮。所殘卅許輩生虜之。爰二品經松山道到津久毛橋給梶原平二景高詠一首和歌之由申云、

陸奥乃勢ハ御方ニ津久毛橋渡シテ懸ン、泰衡ガ頸。

祝言之由有御感。云云。泰衡過平泉館、猶逃亡。縉急而雖融自宅門前不能暫時逗留。纔遣郎從許件館内高屋寶藏等縱火。杏梁桂柱之構失。三代之舊跡麗金崑玉之貯爲一時之新灰。儉存奢失。誠以可慎者哉。

四八 平 泉 館

廿二日。己酉。雨ふる。申の刻に二位殿泰衡が平泉の館につかせ給ふに、ぬしははやちくてんし、家は烟となりはてたり。數十町の近邊には、物しづかにして人もなし。累代の郭内いたづらにほろびて、荒野となるこそうたてけれ。たゞ荻の葉にあまる秋風の油幕をうがつ響のみ有りて、薄につけたふ玉水も、窓の月をや障ぬらむと、いとゞ物あはれにぞおぼしめしける。されど、ひつじさるの方に一つの倉廩あり。ふしぎに火難をのがれたり。葛西三郎清重、小栗十郎重成をさしつかはし、ひらかせて御覽あるに、沈紫檀以下の唐木の厨子あまたあり、其の中にをさめしは牛の玉、犀の角、象牙の笛、水牛の角、紺瑠璃等の笏、金の沓、玉の幡、金の華鬘、玉をもつてかざる也。蜀江のにしき、直にぬはざる帷子、金の鶴、銀作の瑠璃の灯爐、南廷百物のおの金の器にいれたり。その外錦繡綾羅筆にも盡しがたし。象牙の笛、

◇ 華鬘—佛前にくる莊嚴の具、前に垂れたる花を綴る平金か

◇ 南廷—南の美なるもの、一輪に造りたる花を綴る平金か

◇ ひつじさるのかた—坤の方(西南)

◇那舜帝の牛羊
弟象とが舜の父と異なる事、孟子萬章篇に出てたる故事

り。かの瞽瞍の牛羊は、不義の名を顯すといへども、此の勇士の金玉は作善の因に備へむとなり。財寶に望をかくる事、古今その心ざしをことにするもの歟。(卷九)
廿二日。己酉。甚雨。申尅著御于泰衡平泉館、主者已逐電家者又化烟。數町之縁邊、寂寞而無人。累跡之郭内、彌滅而有地。只颯颯秋風雖入幕之響、蕭蕭夜雨不聞。打窓之聲、但當于坤角、有一宇倉廩、遁餘焰之難。遣葛西二郎清重、小栗十郎重成等、令見之給。沈紫檀以下唐木厨子、數脚在之。其内所納者、牛玉犀角、象牙笛、水牛角、紺瑠璃等笏、金沓、玉幡、金華鬘、以玉鑄之、蜀江錦直不縫帷、金鶴銀造瑠璃灯爐、南廷百各盛金器等也。其外錦繡綾羅、愚筆不可計。記者歎。象牙笛不縫帷者賜清重。玉幡金華鬘者、又依重成望申、同給之。可莊嚴氏寺之由申之故也。云云。彼瞽瞍之牛羊者、雖顯不義之名、此武兵金玉者、擬備作善之因、財寶係望、古今異事者哉。

四九 由利八郎勇敢

九月小

七日。甲子。宇佐美平次實政、泰衡が家人由利八郎をいけどり、陣が岡にはせ参

◇奇恵——「キツク
ワイ」と訓む。法に
はづれたること
不埒、違法
◆申狀——言ひぶん
言ひぐさ、辭柄

る。天野右馬允則景、此のめしうどはそれがしが手にかけいけどつたるにて候ふと申す。實政立腹して、とかくの相論におよびける。二位殿きこしめして、まづ兩人が馬ならびによろひの毛色をしるしあかる。其の後、めしうどに實否をたづね申すべきよし、景時におほせつけらる。景時白きひたゝれにをりえぼしを着、むらさきかはのえぼしをかけたり。景時うけたまはつて、由利にむかつていふやう、なんぢはやすひらが郎従のうちにて、ことにその名かくれなきものなり。なに色のよろひきたる武者がなんぢをいけどりたるぞ、ありのまゝに申せといふ。由利きいていかりをなし、兵衛佐殿の家人か。今の口狀はなはだくわぶんのいたりござんなれ。かたじけなくも泰衡は秀郷將軍の嫡流として、以上三代鎮守府將軍の號をかうむれり。なんぢが主人だもさやうのことばははき給はじ。いはむや、なんぢとわれと、何ほどのへだてかこれあるや。運つきて囚人となるは勇士のつねなり。かまくら殿の家人たる者が奇恵の言^{ことを}あらはす條、そのいはれなし。問ふ所更に返答におよばずといふ。景時赤面しながら、御前に參りて、おほせの旨、めしうどに問ひ候ふ所に、悪口をつくすよりほか別の申狀これなく候ふ間、糾明いたさむと

◇故左馬頭殿—源義朝

◇油幕—幕に油を引きたるもの、桐を

ほつする所なく候ふと申しあぐる。二位殿きこしめされ、是たゞなんぢが無禮をいたすによつて、囚人これをとがめて、返答におよばざるなるべし。重忠はやく行きむかつて、たづねきはむべきよしおほせつけらる。重忠かしこまつて手づから敷皮をもち、由利が前に至りてしづかに座し、禮をたゞしてすかしけるは、それ弓馬にたづさはる者として、敵のためにとらはれ、義によつてうたるゝは、漢家本朝ともに其の心おなじ。さのみはぢとする道にあらず。なかんづく故左馬頭殿、永曆年中にうたれさせ給ひて後、賴朝も囚人あらうどとなりて六はらにむかはせ給ひ、是非なく豆州にながされ給ふ。しかれども、御運つひにむなしからずして、今天下のあるじたり。貴殿すでにいけどられたまふといへども、ふかき恥辱といふべからず。奥六郡の内において、貴殿は武勇の名を知られる間、味方の若殿原、勳功をあらはさむため、われからめとりぬ、人からめとりぬと相論いまだ利をわかつたす、よつてよろひの色をいひ、馬の毛色をいひたてゝあらそふ事しきり也。何色のよろひを着たるものが、貴殿をいけどりて候ふぞ、くはしく語られ候へといふ。

由利聞きて、貴殿は畠山殿にて候ふか。ことに禮儀をおぼしめして、前のをの

こが奇恵には似もせぬおほせられ分にて候ふ間、分明に申すべし。まづ黒絲のよろひを着、鹿毛の馬にのつたるもの、さきに来て引おとし候ふ。其の後おひ來る者は、軍みだれ、もの騒がしくて、色目をわかつち候はずといふ。重忠聞きとづけ、はせ歸つて此のよしを申し上ぐる。件のよろひ馬は、うたがひもなく實政なりとて、重忠が智略にて、御ふしんをはらされたり。

次におほせらるゝは、此の男が申狀によつて、心中の勇敢を察したり。たづねらるべき事ある間、御前にめし出すべきよし仰せつけらる。重忠かしこまつて、相具して參上す。二位殿御前の油幕ゆまくをたかくあげられ、御覽有つて仰せらるゝは、なんぢが主人泰衡は、ゐせいを兩國にふるひしを、征伐くはへしことは、ふびんにおぼしめす處に、ゆき良従らうじゅうなきゆゑやらむ、つひに河田の二郎一人が爲に誅せられをはんぬ。およそ兩國を管領し、十七萬騎の貫首たりながら、百日相さそふることなくして、廿ヶ日の間に、一族みなめつぱうす。これ運命のしまる處とはいひながら、あさましき事どもなりと、かたり給へば、由利うけたまはりて、さん候ふ。泰衡が最後のこと、郎従少々相從ひ候ふといへども、壯年の武士

◇良従一郎従の又當郎等抱へ家來。

◇油幕—幕に油を引きたるもの、桐を

◇行歩—歩行する
こと、佛經の語

◇くわんれう—管
領。正しくは「ク
ワシヤウ」と書くべきを「れう」と書くは、當時和様の假字遣なり
田忠致の庄司—長

は所々の要害へわけつかはし、老軍は行歩かなはずして、自害をつかまつり、わ
れらごときの不肖のをのこ、たま／＼のこりとゞまり候ふといへども、いふかひ
なく、いけどられ候ふほどに、最後にいたつて、一人も相ともなひ候はず。是を
以て、先年をかんがへ候ふに、故左馬頭殿は、海道十五ヶ國をくわんれうせさせ
給ふといへども、平治逆亂の時は、一日をもさゝへ給はず、是非なくみやこを落
ちさせ給ひ、數萬騎の大將たりといへども、たやすく長田の庄司がために誅せら
れ給ふ。いにしへと今となに事かことなること候はむや。泰衡がくわんれういた
し候ふ國は、わづか兩國にて候へども、數十ヶ日が間、賢慮をなやまし奉り候ふ
は、あまり無下には候ふべからずと申しあぐる。二位殿、かさねての御返答にも
およばず、御前のまくをおろして入り給ふが、由利をば重忠にめしあづけられ、
なさけあつてもてなすべきよし仰せつけらる。（卷九）

七日。甲子。宇佐美平次實政、生虜泰衡郎從由利八郎相具參上陣圖而天
野右馬允則景、生虜之由相論之。一品仰行政、先被注置兩人馬井甲毛等之後
可尋問實否於囚人之旨被仰景時。白直垂、折鳥帽子、紫革鳥帽子懸立向由利云。汝者

泰衡郎從中號者也。眞偽強不可構矯飾、任實正可言上也。著何色甲者、生虜汝
哉。云云。由利忿怒云。汝者兵衛佐殿家人歟。今口狀過分之至、無物取喻、故御館
者爲秀鄉將軍嫡流之正統、已上三代、波鎮守將軍之號。汝主人猶不可發如此
之詞。矧亦汝與吾對揚之處、何有勝劣哉。運盡而爲囚人、勇士之常也。以鎌倉殿
家人見奇怪之條、甚無謂。所問事更不能返答。云云。景時頗頗面參御前申云。此
男惡口之外、無別言語之間、無所欲糺明者。仰云。依現無禮、囚人咎之歟。尤道理
也。早重忠可召問之者、仍重忠手自取敷皮持來于由利之前、令坐之。正禮而誘
云。携弓馬者爲怨敵被囚者、漢家本朝通規也。不可必稱恥辱之。就中故左典厩、
天下給貴客雖令蒙生虜之號、始終不可貽沈淪之恨歟。與六郡內貴客備武將
譽之由、兼以留其名之間、勇士等爲立勳功、擄獲客之旨、互及相論歟。仍云甲云
馬毛付畢。彼等浮沈可究于此事者也。爲著何色之甲者、被生虜給哉。分明可被
申之者由利云。客者畠山殿歟。殊存禮法、不似前男奇怪。尤可申之。著黑絲緘甲、
駕鹿毛馬者、先取予引落其後追來者噉々而不分其色目。云云。重忠令歸參、具
披露此趣。件甲馬者、實政之也。已開御不審訖。次仰曰。以此男申狀察心中勇敢

◇貫首—「クワ
シユ」と訓む。又
「貫主」とも書く。

者也。有可被尋事可召進御前者重忠又相具之參上。被上御幕覽之。仰曰。已主人泰衡者振威勢於兩國之間、加刑之條難儀之由、思食之處無尋常郎從歟之故爲河田次郎一人被誅訖。凡管領兩國、乍爲十七萬騎之貫首、百日不相支、廿箇日內一族皆滅亡。不足言事也。由利申云尋常郎從少々雖相從、壯士者分遣于所々要害、老軍者依不行步進退、不意自殺。如予不肖之族者、又爲生虜之間不相伴最後者也。抑故左馬頭殿者雖令管領海道十五箇國給平治逆亂之時、不支一日給而零落、雖爲數萬騎之主爲長田庄司輒被誅給。古與今甲乙如何。泰衡所被管領之者僅兩州勇士也數十箇日之間奉惱賢虞一篇不可令處不覺給歟云云。二品無重仰被垂幕。由利者被召預重忠可施芳情之由被仰付云云。

五〇 中尊寺奉免狀

十日。丁卯。今日奥州關山の中尊寺の經藏別當大法師心蓮、二位殿の御旅宿にま
るり愁へて申上ぐるは、當寺の經藏以下佛閣、塔婆、清衡これを草創すといへど
も、かたじけなくも鳥羽院の御願所として年月なほ久し。寺領を寄附せられ、ま

◆牢籠—苦しみ困
るること、牢屋に苦し
しむよりおこる

た御祈禱領をつのりおかれ、經藏は金銀泥行まじりの一切經ををさめらる。事し
かも嚴重の靈場なり。しかば、始終牢籠なきやうにさだめらるべき事ながらむ
歎。次に當國かつせんの間に、寺領の民百姓はおそれおびえてちくてんしぬ。は
やく安堵せしむべきよしおほせ下され候へかしと申す。すなはち、件の僧を御前
にめし、清衡、基衡、秀衡三代の間、建立する處の寺塔の事一々たづねきこしめす。
心蓮分明に報じ申すの上、こさいの言上をちうしんすべし。よつてまづ經藏領骨寺
のさかひ、四所ひがしは鑑懸、西は山王のいはや、南は岩井川、北は峯の山堂の馬坂なり。御奉
免の狀を下さる。ちくてんの土民ども、本所にかへりをるべきのよし、仰せ下さ
る。散位親能奉行たり。(卷九)

十日。丁卯。今日奥州關山中尊寺經藏別當大法師心蓮、參上于二品御旅
店、愁申云當寺經藏以下佛閣、塔婆、清衡雖草創之、忝爲。鳥羽院御願所、年序
惟尙被寄附寺領、又所被募置御祈禱料也。經藏者被納金銀泥行交一切經。於
事嚴重靈場也。然者始終無牢籠之様可被定歟。次當國合戰之間、寺領土民等、
怖畏逐電早可令安堵之旨、欲被仰下云云。則召件僧於御前、清衡、基衡、秀衡三

代間所建立之寺塔事尋聞食之分明報申之上可注進亘細之言上仍先經藏
領骨寺境四至東鑑懸西山王窟南岩井河北峯山堂馬坂也被下御奉免狀逐電土民
等還住本所之由被仰下云云散位親能奉行之

五一 奥州羽州吉書始

◆吉書始一事の改
まりたる時の政務改
文書を覽る式。吉務改
日を擇ぶに依る

◆名記◇葛岡正統
長岡に作る。神皇正統
長岡郡倭統
長岡あり

廿日。丁丑。奥州羽州吉書はじめの後、さぶらひどものくんこうをたゞし、おの
おの抽賞をおこなひ給ふ。その御下文、今日これを給はる。あるひは先日書きお
かれしも有り、また今かき下さるゝも有り。すべて、千葉介これを拜領す。此の
たび恩賞をおこなはるゝ者ごとに、常胤をもつて功たるべきよし。兼日のおほせ
をかうむる。まづ國中佛神の事先規にまかせて是をつとむ。次に金師などにいた
つては、違亂をなすべからずと、浴恩のともがらにおほせふくめらる。まづ畠山
二郎重忠には、葛岡の郡を給はる。是しかもせばき地なり。しかるを重忠に給は
る事は、重忠つねに申しは、今度重忠先陣をうけ給はるといへども、先がけを
ば他人にうばはる。時に重忠これをいきどほるといへども、すこしもあらそふけ

◆眉目一面目

しきを見せず。これたゞ恩賞をはうばい共にあまねくせさせむがためなり。はた
しておの／＼數ヶ所の恩賞にあづかる。おそらくは、重忠が芳志と云ふべしと、
傍輩にかたりけると也。此の外面々の恩賞あげてかぞふべからず。つぎに紀の權
守、波賀の次郎大夫などが勳功の事、ことに御感のおほせをかうむる。たゞし、
所領をたまはるにおよばず、御旗二ながれを下され、子孫の眉目にいたすべきよ
し仰せらる。また小山下野大夫政光入道が郎等保志黒次郎、永代六次、池次郎同
じく御旗弓袋を賜はる。勳功の賞によつてくだし賜はるのよし、銘を加へらる。
盛時これを書く。文治五年九月廿日とあり。(卷九)

廿日。丁丑。奥州羽州等事、吉書始之後、紀勇士等勳功、各被行賞訖。其御下
文、今日被下之、或先日被定置之、或今所被書下也。而千葉介最拜領之。凡毎施
恩、以常胤可爲功之由、蒙兼日之約。者、先國中佛神事任先規、勤仕之。次於金師
等、不可成違亂之旨、被仰含于浴恩之輩云云。畠山次郎重忠賜葛岡郡。是狹少
之地也。重忠語傍人云、今度重忠雖奉先陣、大木戸之合戰、先登爲他人被奪畢。
于時雖知子細、重忠敢不確執。是爲令周其賞於傍輩也。今見之、果而皆預數箇
所廣博之恩、恐可謂重忠芳志歟云云。此外面々賞不可勝計。次紀權守、波賀次

郎大夫等勳功事殊蒙御感之仰。但不及賜所領被下旗二流。被仰可備子孫眉目之山云云。小山下野大掾政光入道郎等保志黑次郎永代六次池次郎等同賜旗弓袋。依勳功之賞下賜之由所被加銘也。盛時書之。

文治五年九月廿日云云。

五二 衣河遺跡

廿七日。甲申。二位殿安倍賴時 本の名は賴義 が衣川の遺跡を御覽あるに、郭土むなしくのこりて、秋草とざす事數十町。礎わづかのこるといへども、百餘年の苔これをかくす。賴時兩郡をかすめ領するのむかし、此處を點じて家をかまへ、男子は井殿の盲目、厨河次郎貞任、鳥海三郎宗任、境講師官照、黒澤尻五郎正任、白鳥八郎行任等なり。女子はあるが一のまへ、中が一のまへ、一が一のまへ、以上八人。男女子の家、軒をならべ、郎從共の門戸、よそほひをあらそつて、西は白河の關をさかひ、十四日の行程たり。東は外が濱によつてまた十餘日の行程たり。その中央にあたりて關門をひらき、なづけて衣が關といふ。あたかも函谷のごとく

なり。左は高山に隣り、右は長途をかへりみ、南北はおなじく峯嶺をそびえたり。海陸の運上あげていふべからず。また三十餘里に櫻の樹をうゑならべ、四五月にいたるまで、残雪きゆる事なかりけり。よつて駒形の嶺と號す。ふもとにながれ川有り。その水南におつる、是北上河なり。衣川も是よりながれ琵琶のしがらみなどの舊跡かの青巖の間にあり。(卷九)

廿七日。甲申。二品歴覽安倍賴時 本名賴義也 衣河遺跡給。郭土空殘、秋草鑑今數十町。礎石何在。舊苔埋兮百餘年。賴時掠領國郡之昔、點此所構家屋。男子者井殿盲目、厨河次郎貞任、鳥海三郎宗任、境講師官照、黒澤尻五郎正任、白鳥八郎行任等也。女子者有加一乃未陪、中加一乃未陪、一加一乃未陪也。已上八人男女子宅竝簷、郎從等屋圍門。西界於白河關、爲十餘日行程。東據於外濱乎、連峯嶺。產業亦兼海陸三十餘里之際、並殖櫻樹、至于四五月、殘雪無消。仍號駒形嶺。麓有流河、而落于南、是北上河也。衣河自此流降而通于此河。凡官照小松栢、或通貞任後見琵琶柵等舊跡、在彼青巖之間云云。

五三 曾我兄弟敵討

建久四年癸丑

五月大

廿八日。癸巳。小雨ふる。日中よりのちに霽る。子の時に、故伊東次郎祐親法師が孫子、曾我の十郎祐成おなじく五郎時致、富士野の神野の御たびやへ推參いたし、工藤左衛門尉祐經をさしころしける。又備前の國の住人吉備津宮の王藤内といふものあり。平氏の家人瀬尾太郎兼保にくみするによつて、めしうどとして、めしおかるゝ所に、祐經に従ひてあやまりなきのよしを、うつたへ申すのあひだ、去ぬる廿日に本領をかへしたまはり、國にかへる。然るになほ祐經がこゝろざしをむくいむために、みちよりさらにかへりきて、酒盃を祐經にすゝめ、あひやどして物がたりしけるところに、おなじくころされける。こゝに祐經と王藤内等が招きなぐさみける遊女手越の少將、黄瀬川の龜鶴等、すなはちこのよしをよばふ。祐成兄弟父の敵を討つのよし、たかこゑをはなつ。これによつて諸人おどろ

きさわぎ、その子細を知らずといへども、とのるのさぶらひ、みなことぐく、はしりいでて、いかづちのごとくに太鼓をうち、なほも暗の夜なるに、ともしひをうしなひ、ほとんど東西にまよふの間、祐成兄弟のために、おほくきずをかうぶる。そのともがらは、平子野平右馬允、愛甲三郎、吉香ひらこ小次郎、加藤太、海野うんの小太郎、岡部彌三郎、原三郎、堀藤太、白杵八郎なり。切りころされたるともがらには、宇田五郎已下なり。十郎祐成は新田四郎忠常にあうてうたれける。五郎は御前をさしてはしりまる。將軍御劍をとり、これにむかはしめ給はむとありしを、左近の將監能直これをとゞめたてまつる。此のあひだ小舍人わらは五郎丸、曾我五郎をからめたり。よつて大見小平次にめしあづけられ、その後、事しづまりける。義盛、景時おほせをうけたまはり、祐經がしがいを見知す。左衛門尉藤原朝臣祐經工藤流口祐繼が男也。

廿九日。甲午。辰の刻に、曾我五郎を御前の庭へめしいだされ、將軍御まく二間をあげらる。然るべきともがら十餘人そのみぎに相つめたり。その人々には、一方には、北條殿、伊豆の守、上總介、江間殿、豊後の前司、里見の冠者。三浦介、

畠山二郎、佐原十郎左衛門尉、伊澤五郎、小笠原二郎也。一方には、小山左衛門尉、下河邊庄司、稻毛三郎、長沼五郎、樺谷四郎、千葉太郎、宇都宮彌三郎等なり。結城七郎と大友左近の將監とは、御前の左右にあり。和田左衛門尉、梶原平三、狩野介、新開荒次郎等は、兩座の中とほりにかしこまる。此の外御家人等群參することあげてかぞふべからず。

これに、將軍家、狩野と新聞とをもつて夜討のやうすをめしたづねらる。五郎いかりをなして申すには、祖父祐親法師ちうせらるゝのち、子孫おちぶるゝあひだ、御前へめしつかはるゝことをゆるされすといへども、最後の所存を申す事かならずなんぢらをもつてのべがたし。たゞちに言上せむするの間、はやくしりぞくべしといふ。將軍家おぼしめす所あるによつて、ぢきにこれをきこしめす。

五郎申すには、祐經をうつ事、父が死骸のはぢをするがむために、つひにいきどほりをあらはし候ふ。祐成九つ、時致七つのとしよりこのかた、しきりにこのころざしふかく、かた時も忘るゝ事なし。さるによつて、つひにその無念をはらし候ふなり。次に御前へまるることは、祐經御てうあひたると云ふにあらず、

◇舌をふるふ一驚
◇舌をふるふ一驚
◎所存一心に思ふ
◎所存一心に思ふ
語に出づ 佛敎の
思ふこと

祖父入道御氣色をかうぶりけるゆゑ、かれといひこれといひ、そのうらみなきにあらず。しかるによつて、たゞ御前へ參拜し、そのうへにて、自害せむとの心なりける、とぞ申し上ぐる。これをきくものごとに舌をふるはざるはなし。

次に新田四郎祐成が首を持參し、時致に見せられければ、あへてうたがひ給ふことなれとぞ申す。五郎はことにすぐれたる勇士たるゆゑ、なだめらるべきかの御思案ありといへども、祐經が息童あざなは犬房丸なきうれへけるによつて、五郎をわたさる。年二十すなはち鎮西の中太といふをのこをもつて、五郎が首をうちける。

さて此の兄弟は河津三郎祐泰が祐親法師が嫡子なり 男なり。祐泰さんぬる安元二年十月のころ、伊豆のおくのかりばにおいて、不慮に矢にあたりて死にけり。これ祐經がしわざなり。時に祐成五歳、時致は三歳なり。ひとなりてのち、祐經がしわざのよしを聞きて、今すでにそのいきどほりをとげたり。およそ此のあひだ、かりくらごとに御とものもがらに相まじはり、祐經がひまをうかゞひ、影のかたちにしたがふがごとくせり。又手越の少將等を召しいだされ、その夜の

しさいをたづねとはるゝに、祐成兄弟がしわざなり。見るところやうすぎこし事まで、ことぐく申し上ぐる。

卅日。乙未。申のときには、雜色高の三郎高綱、飛脚として富士野より鎌倉に参る。祐成等がらうぜきの事を、御だい所に仰せつかはさるゝゆゑなり。また祐成時致さいごの事などを、母がもとへかきて送りけるふみをめしいださるゝに、いとけなきより父のかたきをはからむとするおもむきを、ことぐくかきのせたり。將軍御感涙をのごひ、これを見給ひて、ながく文庫にをさめらるべしとぞ。

六月小

一日。丙申。曾我の十郎祐成が妻、大磯の遊女とらといふをめしいださるゝといへども、さして子細なきゆゑ、はなちつかはさる。又五郎が弟に出家一人あり。此の僧は、父河津三郎死してのち五ヶ日にあたつて生れたり。しかるに、伊東九郎祐清が妻これをとりてそだてたり。祐清平家にくみし、北陸道のたゝかひにうちとられて後、その妻、武藏守義信に嫁す。かの僧もおなじく相したがひて、むさしの國府にあり、兄等と同意におこなはるべきのよし、祐經が妻子よりうつたへ

申す間、子細をたづねられむがために、御使を義信朝臣がもとへつかはさる。祐成が繼父曾我太郎祐信、たましひをけすといへども、同意のしるしなきによつて、これをなだめらる。

七日。壬寅。駿河の國よりかまくらにかへらせ給ふ。しかるに、曾我太郎祐信、御ともにまるところに、路次より御いとまをたまはる。あまつさへ曾我の庄の乃貢をゆるされ、祐成兄弟があとをとぶらふべきよし仰せ下さる。これひとへにかれらが勇氣おこたりなきをかんじ給ふゆゑなり。

十八日。癸丑。故曾我十郎が姿大磯虎、髪をおろさずといへども、黒衣のけさなかくるすなはち、祐成三七日の忌辰をむかへ、はこね山の別當行實坊において佛事を修す。和字の諷誦文をさゝげ、あし毛の馬一疋をひき、これを唱導の布施とす。件の馬は、祐成が最期に、虎にあたへたる馬なり。今日出家をとげ、信濃國善光寺にもむく。時に年十九歳なり。見るものもきく人も、みなみだをそゝぎて、かんじなげきける。(卷十三)

廿八日。癸巳。小雨降、日中以後霽。子魁、故伊東次郎祐親法師孫子曾我十

郎祐成、同五郎時致致推參于富士野神野御旅館、殺戮工藤左衛門尉祐經。又有備前國住人吉備津宮王藤內者、依與于平氏家人瀬尾太郎兼保爲囚人被召置之處、屬祐經訴申無誤之由之間、去廿日返給木領歸國、而猶爲報祐經志自途中更還來、勸盃酒於祐經、合宿談話之處同被誅也。

爰祐經王藤内等所令交會之遊女、手越少將、黃瀨河之龜鶴等、則喚此由、祐成兄弟討父敵之由、發高聲、依之諸人騷動、雖不知子細、宿侍之輩、皆悉走出。雷雨擊鼓、暗夜失燈、殆迷東西之間、爲祐成等多以被疵、所謂平子野平右馬允、愛甲三郎、吉香小次郎、加藤太、海野小太郎、岡邊彌三郎、原三郎、堀藤太、白杵八郎、被殺戮、宇田五郎已下也。十郎祐成者、合新田四郎忠常、被討畢、五郎者差御前奔參。將軍取御劔、欲令向之給。而左近將監能直奉抑留之。此間小舍人童五郎丸、掘得曾我五郎、仍被召預大見小平次。其後靜謐、義盛、景時奉仰見知祐成死骸云云。左衛門尉藤原朝臣祐經工藤流口祐繼男。

廿九日。甲午。辰刻、被召出曾我五郎於御前庭上。將軍家揚御幕二箇間、可

然人々十餘輩候其砌。所謂一方、北條殿、伊豆守、上總介、江間殿、豐後前司、里見冠者、三浦介、畠山二郎、佐原十郎左衛門尉、伊澤五郎、小笠原二郎。一方、小山左

衛門尉、下河邊庄司、稻毛三郎、長沼五郎、榛谷四郎、千葉太郎、宇都宮彌三郎等也。結城七郎、大友左近將監在御前左右。和田左衛門尉、梶原平三、狩野介、新開荒次郎等、候于兩座中央。此外御家人等群參、不可勝計。

爰以狩野、新開等、被召尋夜討宿意。五郎忿怒云、祖父祐親法師被誅之後、子孫沈淪之間、雖不被聽昵近、申最後所存之條、必以汝等不可傳者、尤直欲言上。早可退云云。將軍家依有所恩食、條々直聞食之。

五郎申云、討祐經事、爲雪父尸骸之恥、遂露鬱憤之志。畢自祐成九歲時致七歲之年以降、頻挿會稽之存念、片時無忘、而遂果之。次參御前之條者、又祐經匪爲御寵物、祖父入道、蒙御氣色畢、云彼云此、非無其恨之間、遂拜謁爲自殺也。者聞者莫不嗚舌。

次新田四郎持參祐成頭、被見弟之處、敢無疑給之由申之。五郎爲殊勇士之間、可被有歎之旨、內々雖有御猶豫、祐經息童宇大房丸依泣愁申、被亘五郎一年廿以號鎮西中太云男、則令梶首云云。

此兄弟者、河津三郎祐泰、祐親法師嫡子男也。祐泰去安元二年十月之比於伊豆奧狩場、不圖中矢墜命、是祐經所爲也。于時祐成五歲時致三歲也、成人之後、祐

經所爲之由聞之，遂宿意。凡此間每狩倉相交于御供之輩，伺祐經之隙，如影之隨形。云云。又被召出手越少將等，被尋問其夜子細。祐成兄弟所爲也。見聞悉申之云云。

卅日。乙未。申尅雜色高三郎高綱爲飛脚，自富士野參着錄倉。是被申祐成等狼藉事於御臺所之故也。又祐成時致最後事等，送於母許文，被召出之處幼稚欲度父敵之旨趣，悉裁之。將軍拭御感淚覽之。永可被納文庫云云。

六月小

一日。丙申。曾我十郎祐成妻大磯遊女號虎雖被召出之，如口狀者無其咎之間，被放遣畢。又有五郎弟僧父河津三郎天亡之後，當于五箇日所生也。而伊東九郎祐清妻收養之。祐清加平氏北陸道合戰之時，被討取後，其妻嫁武藏守義信。件僧同相從有武藏國府可行兄等同意之由。祐經妻子訴申之間爲被尋子細，被遣御使於義信朝臣之許。云云。祐成等繼父曾我太郎祐信雖消魂，但無同意支證，被宥。

七日。壬寅。自駿河國還向錄倉給。而曾我太郎祐信候御供之處，於路次給生△夢後—死後。

暇，剩免除曾我庄乃貢。可訪祐成夢後之由，被仰下。是偏依令感。彼等勇敢之無聞緇素，莫不拭悲淚云云。

怠給也。

十八日。癸丑。故曾我十郎妻大磯虎雖不除髮，着黑衣袈裟，迎亡夫三七日忌辰，於管根山別當行實坊修佛事。捧和宇諷誦文，引葦毛馬一疋爲唱導施物等。件馬者祐成最期所與虎也。則今日遂出家赴信濃國善光寺。時年十九歲也。見

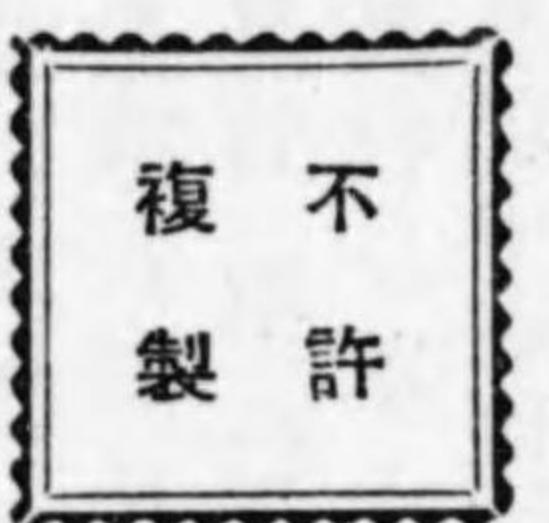
發行所

振替口座東京四九一一番
東京市神田區錦町一丁目

株式會社

明治書院

(25) 二二二
四四四
九八七
番番番



昭和十二年四月一日印
刷行

校註假字吾妻鏡
定價金七拾錢

著者 東京市中野區鶯ノ宮四丁目四二三番地

佐藤仁之助

發行者 東京市神田區錦町一丁目十六番地

三樹退三

印刷者 東京市木郷區真砂町三十六番地

龜谷良一

印刷所 東京市本郷區真砂町三十六番地

日本印刷株式會社

次田潤 ■ 次田潤 ■ 古事記 定價壹圓四拾錢
次田潤 ■ 訂校祝詞宣命定價壹圓
堀江秀雄 ■ 訂校日本書紀(一)定價壹圓
武田祐吉 ■ 訂校大和物語 定價六拾五錢
金子元臣 ■ 訂校宇津保物語 定價六拾錢
關根正直 ■ 訂校源氏物語(一)定價壹圓參拾錢
金子元臣 ■ 訂校枕草 定價七拾五錢
武田祐吉 ■ 訂校竹取物語 定價六拾錢
金子元臣 ■ 訂校草子 定價壹圓四拾錢
久松潛一 ■ 訂校堤中納言物語 定價九拾錢
佐藤球 ■ 訂校大鏡 定價壹圓四拾錢
和田英松 ■ 訂校鏡 定價壹圓四拾錢
石橋尙寶 ■ 訂校十訓抄 定價壹圓四拾錢
堀江秀雄 ■ 訂校神皇正統記 定價七拾錢
島野幸次 ■ 訂校保元平治物語 定價壹圓四拾錢
佐佐木信綱 ■ 訂校金槐和歌集 定價壹圓七拾錢

369

496

終

